

資 料 編

目次

1	防災関係機関	1
1-1	防災関係機関連絡先	1
1-2	上野原市防災会議委員名簿	4
2	施設・資機材等	5
2-1	指定避難所・指定緊急避難場所	5
2-2	臨時ヘリポート	6
2-3	自衛隊受入拠点	7
2-4	市防災行政無線設置場所	7
2-5	緊急通行車両標章及び確認証明書	9
2-6	防災用備蓄資機材	10
2-7	応急給水用資機材保有状況	27
2-8	水道施設の概要	27
2-9	雨量観測所	29
2-10	水位観測所	29
2-11	土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設	29
2-12	浸水想定区域内の要配慮者利用施設	29
3	災害履歴・危険箇所	30
3-1	主な災害履歴	30
3-2	異常気象時における道路等通行規制基準	32
3-3	重要水防区域	33
3-4	地すべり防止区域	33
3-5	急傾斜地崩壊危険区域	34
3-6	土砂災害警戒区域	35
3-7	山地災害危険地区	43
4	例規	47
4-1	上野原市防災会議条例	47
4-2	上野原市災害対策本部条例	49
4-3	山梨県消防特別救助隊設置・運営規程	50
4-4	山梨県災害救助法施行細則（抜粋）	52
4-5	被害認定基準	59
5	協定等	61
6	地区防災計画	65

1 防災関係機関

1-1 防災関係機関連絡先

第1 市

機関名	所在地	県防災行政無線衛星系	電話番号
上野原市役所	上野原市上野原 3832	6*-441※	0554-62-3111
上野原市総合福祉センターふじみ	上野原市上野原 3163		0554-62-3115
秋山支所	上野原市秋山 7131		0554-56-2111
大目出張所	上野原市大野 1261		0554-66-2002
甲東出張所	上野原市野田尻 334-1		0554-66-2005
巖出張所	上野原市四方津 940-2		0554-62-4105
大鶴出張所	上野原市大倉 31-1		0554-62-4104
島田出張所	上野原市鶴島 5433		0554-62-4103
桐原出張所	上野原市桐原 2367-9		0554-67-2002
西原出張所	上野原市西原 3947		0554-68-2002
上野原市立病院	上野原市上野原 3504-3		0554-62-5121
〃 付属西原診療所	上野原市西原 3947		0554-68-2230
〃 付属秋山診療所	上野原市秋山 7112		0554-56-2014
上野原市葬斎場	上野原市上野原 3360		0554-62-5573
上野原市消防本部・消防署	上野原市松留 514-8	6*-445※	0554-62-4111
〃 桐原出張所	上野原市桐原 10744-1		0554-67-2119
〃 秋山出張所	上野原市秋山 7131		0554-56-2310

第2 県

機関名	所在地	電話番号
山梨県防災局防災危機管理課	甲府市丸の内 1-6-1	055-223-1432
富士・東部地域県民センター	都留市田原二丁目 13-43	0554-45-7800
富士・東部建設事務所	大月市大月町花咲 1608-3	0554-22-7800
富士・東部林務環境事務所	都留市田原二丁目 13-43	0554-45-7810
富士・東部保健福祉事務所 (富士・東部保健所)	富士吉田市上吉田一丁目 2-5	0555-24-9032
富士・東部農務事務所	都留市田原二丁目 13-43	0554-45-7830
富士・東部教育事務所	都留市田原二丁目 13-43	0554-45-7820

第3 警察

機関名	所在地	電話番号
上野原警察署	上野原市上野原 3819	0554-63-0110

第4 一部事務組合

機関名	所在地	電話番号
東部地域広域水道企業団	大月市七保町下和田 415	0554-22-0099
〃 上野原事務所	上野原市上野原 3405	0554-63-0523

第5 指定地方行政機関

機関名	所在地	電話番号
関東管区警察局	さいたま市中央区新都心 2-1	048-600-6000
関東財務局（甲府財務事務所）	甲府市丸の内 1-1-18	055-253-2261
関東信越厚生局（山梨事務所）	甲府市相生 1 丁目 4-23	055-206-0569
関東農政局（山梨県拠点）	甲府市丸の内 1-1-18	055-254-6055
関東森林管理局（山梨森林管理事務所）	甲府市宮前町 7-7	055-253-1336
関東経済産業局	さいたま市中央区新都心 1 番地 1	048-600-0211
関東東北産業保安監督部	さいたま市中央区新都心 1 番地 1	048-600-0294
関東運輸局（山梨運輸支局）	笛吹市石和町唐柏 1000 の 9	055-261-0880
東京航空局（東京空港事務所）	大田区羽田空港 3 丁目 3-1	03-5757-3000
東京管区气象台（甲府地方气象台）	甲府市飯田 4 丁目 7-29	055-222-9101
関東総合通信局	千代田区九段南 1 丁目 2 番 1 号	03-5253-5111
山梨労働局	甲府市丸の内 1 丁目 1-11	055-225-2850
国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所）	甲府市緑が丘 1-10-1	055-252-5491
国土交通省関東地方整備局（富士川砂防事務所）	甲府市富士見 2-12-16	055-252-7108
関東地方環境事務所	さいたま市中央区新都心 1 番地 1	048-600-0516
南関東防衛局	横浜市中区北仲通 5-57	045-211-7100
国土地理院（関東地方測量部）	千代田区九段南 1 丁目 1-15	03-5213-2051

第6 自衛隊

機関名	所在地	電話番号
陸上自衛隊東部方面特科連隊	忍野村忍草 3093	0555-84-3135

第7 指定公共機関

機関名	所在地	電話番号
東日本旅客鉄道株式会社（八王子支社）	八王子市旭町 1-8	042-627-6498
東日本電信電話株式会社（山梨支店）	甲府市青沼一丁目 12 番 13 号	055-237-0569
株式会社NTTドコモ（山梨支店）	甲府市丸の内 2 丁目 31-3	055-236-1251
日本赤十字社（山梨県支部）	甲府市池田 1 丁目 6-1	055-251-6711
日本放送協会（甲府放送局）	甲府市丸の内 1 丁目 1-20	055-255-2148
中日本高速道路株式会社（八王子支社）	八王子市宇津木町 231	042-691-1171
日本通運株式会社（山梨支店）	甲府市丸の内 2 丁目 26-1	055-222-4102
東京電力パワーグリッド株式会社（大月支社）	大月市御太刀 2-2-14	0120-995-007
日本銀行（甲府支店）	甲府市中央 1 丁目 11-31	055-227-2422
日本郵便株式会社（甲府中央郵便局）	甲府市太田町 6-10	0570-006-918

第8 指定地方公共機関

機関名	所在地	電話番号
株式会社山梨放送	甲府市北口二丁目6番10号	055-231-3000
株式会社テレビ山梨	甲府市湯田2-13-1	055-232-1111
株式会社エフエム富士	甲府市川田町アリア105番地	055-228-1100
山梨交通株式会社	甲府市飯田三丁目2番34号	055-223-0821
富士山麓電気鉄道株式会社	富士河口湖町船津3641	0555-75-2906
富士急バス株式会社	富士河口湖町小立4837	0555-72-6877
一般社団法人山梨県トラック協会	笛吹市石和町唐柏1000-7	055-262-5561
一般社団法人日本コミュニティーガス協会	港区芝大門1-1-30	03-5405-2401
一般社団法人山梨県LPガス協会	甲府市飯田1丁目4-4	055-228-4171
一般社団法人山梨県医師会	甲府市徳行5丁目13-5	055-226-1611
北都留医師会上野原地区	上野原市上野原509-1	0554-62-6050

第9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	所在地	電話番号
クレイン農業協同組合上野原支店	上野原市上野原3662	0554-63-1118
クレイン農業協同組合巖支店	上野原市コモアしおつ1-42-1	0554-67-9311
クレイン農業協同組合島田支店	上野原市鶴島5425	0554-63-0351
クレイン農業協同組合桐原支店	上野原市桐原2367-8	0554-67-2111
北都留森林組合	上野原市上野原5273-2	0554-62-3330
南都留森林組合	都留市法能404-13	0554-43-7455
桂川漁業協同組合	上野原市上野原2580	0554-63-0883
上野原市商工会	上野原市上野原1658	0554-63-0638
上野原市建設業協力会	上野原市上野原4255-1	0554-63-0622
上野原市社会福祉協議会	上野原市上野原3163	0554-63-0002
山梨県ボランティア協会	甲府市丸の内2-14-13	055-228-3300
公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会	甲府市下小河原町237-5	055-243-4300
公益社団法人全日本不動産協会山梨県本部	甲府市徳行3-13-25	055-223-2103
公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会 山梨県支部	甲府市高畑1-1-17	055-223-5199
東部地域広域水道企業団	大月市七保町下和田415	0054-22-0099
公益財団法人山梨県下水道公社	笛吹市石和町東油川字北畑417	055-263-2738
上野原市歯科医師会		0554-63-2241
上野原市薬剤師会		0554-63-0046
山梨県社会福祉協議会	甲府市北新1-2-12	055-254-8610

1-2 上野原市防災会議委員名簿

No.	区分	職名	防災会議条例第 3条第5項関係
1	会長	上野原市・市長	
2	委員	国土交通省甲府河川国道事務所・所長	1号
3	委員	気象庁甲府地方気象台・台長	1号
4	委員	山梨県富士・東部地域県民センター・所長	2号
5	委員	上野原警察署・署長	3号
6	委員	上野原市・副市長	4号
7	委員	上野原市・総務課長	4号
8	委員	上野原市・市民課長	4号
9	委員	上野原市・福祉課長	4号
10	委員	上野原市・建設課長	4号
11	委員	上野原市・教育委員会教育長	5号
12	委員	上野原市・消防本部消防長	6号
13	委員	上野原市消防団・消防団長	6号
14	委員	上野原郵便局・局長	7号
15	委員	東京電力パワーグリッド（株）大月支社・支社長	7号
16	委員	東日本電信電話（株）山梨支店・支店長	7号
17	委員	東日本旅客鉄道（株）山梨総括センター大月駅・駅長	7号
18	委員	中日本高速道路（株）八王子支社大月サービスセンター所長	7号
19	委員	上野原市赤十字奉仕団・委員長	7号
20	委員	北都留医師会上野原地区・地区代表	7号
21	委員	富士急バス（株）上野原営業所・所長	7号
22	委員	陸上自衛隊東部方面特科連隊第1大隊第2中隊・中隊長	8号
23	委員	上野原市区長会・会長	8号
24	委員	上野原市社会福祉協議会・会長	8号
25	委員	帝京科学大学・教授	8号
26	委員	上野原市立病院・病院長	9号
27	委員	上野原市民生委員・児童委員協議会・会長	9号
28	委員	上野原市愛育会・会長	9号
29	委員	上野原市男女共同参画推進委員会・委員長	9号
30	委員	特定非営利活動法人 わかば	9号

2 施設・資機材等

2-1 指定避難所・指定緊急避難場所

番号	施設名	面積 (m ²)	収容力 (人)	指定緊急避難場所	地震	土砂災害		洪水	(溶岩流) 火山現象	指定避難所	所在地
						土石流	崖崩れ、 地滑り				
1	旧大目小学校	体育館	903	○	○	－	－	○	○	○	大野 4013
		グラウンド	2,264								
2	大目出張所	会議室	187	○	－	○	○	○	○	－	大野 1261
3	旧平和中学校	校舎	2,171	○	○	○	○	○	○	○	野田尻 808
		体育館	884								
		グラウンド	5,840								
4	甲東出張所	会議室	84	○	－	○	○	○	○	－	野田尻 334-1
5	旧甲東小学校和見分校	校舎	163	○	○	○	○	○	○	○	和見 955
		グラウンド	621								
6	旧沢松小学校	体育館	510	○	○	○	○	○	－	○	ハッ沢 12
		グラウンド	1,543								
7	上野原高等学校	体育館	1,220	○	○	－	－	－	－	○	ハッ沢 555
		グラウンド	14,969								
8	上野原西小学校	体育館	921	○	○	○	○	○	○	○	コモアしおつ 2-13-1
		グラウンド	12,737								
9	上野原西中学校	体育館	1,244	○	○	○	○	○	○	○	四方津 215
		グラウンド	11,442								
10	旧大鶴小学校	体育館	427	○	○	○	○	○	○	○	鶴川 1571
11	島田小学校	体育館	797	○	○	○	○	○	－	○	鶴島 2024
		グラウンド	4,903								
12	旧島田中学校	体育館	1,071	○	○	○	○	－	－	○	鶴島 2255
		グラウンド	12,800								
13	上野原小学校	体育館	1,098	○	○	○	○	○	○	○	上野原 3454
		グラウンド	11,528								
14	上野原中学校	体育館	2,231	○	○	－	－	○	○	○	上野原 9191
		グラウンド	20,672								
15	上野原市文化ホール	多目的ホール、 会議室等	726	○	－	○	○	○	○	－	上野原 3832
16	日大明誠高等学校	体育館	1,835	○	○	－	－	－	－	○	上野原 3200
		グラウンド	35,797								
17	総合福祉センターふじみ ※福祉避難所	会議室	528	－	－	－	－	－	－	○	上野原 3163
18	中央防災公園		2,300	○	○	○	○	○	○	－	上野原 3760-1
19	旧桐原小学校	体育館	473	○	○	－	－	○	○	○	桐原 7234
		グラウンド	5,388								
20	ふるさと長寿館	会議室	145	○	－	○	○	○	○	－	桐原 2374-1
21	旧西原小学校	体育館	512	○	○	－	－	○	○	○	西原 6996
		グラウンド	5,291								
22	西原出張所	会議室	175	○	－	○	○	○	○	－	西原 3947
		体育館	786								
23	秋山小学校	体育館	543	○	○	○	○	○	○	○	秋山 8674
		グラウンド	5,434								
24	秋山中学校	体育館	1,317	○	○	－	－	○	○	○	秋山 6770
		グラウンド	4,608								
25	旧浜沢小学校	体育館	423	○	○	－	－	○	○	○	秋山 11862
		グラウンド	1,134								
26	無生野集会所		70	○	－	○	○	○	○	－	秋山 12370-1
27	旧桜井小学校	体育館	621	○	○	○	○	○	○	○	秋山 3325
		グラウンド	3,274								

(※1)

「指定避難所」とは、災害の危険性があり避難した住民等を、災害の危険性がなくなるまでに必要な期間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設。

「指定緊急避難場所」とは、居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所。

(※2)

収容力は、1人当たり屋内6㎡、屋外10㎡を基準としている。

2-2 臨時ヘリポート

名称	所在地	電話番号	施設管理者	施設規模	広さ (幅×長さ)	拠点
上野原レクリエーション広場	新田先桂川左岸	—	知事	大型	100m×100m	
ヒロ牧場	西原 1082	68-2533	民間	大型	50m×50m	○
秋山救急用ヘリポート	秋山 5073	—	市長	大型	40m×40m	○
桂川新田地区近隣公園	新田 301-2	—	市長	大型	50m×100m	○
談合坂サービスエリア（上り）	談合坂地内	66-3734	中日本高速道路(株)	中型	20m×20m	○
秋山観光スポーツ広場	秋山 12057	62-3409	市長	大型	100m×200m	○
沢松防災広場	松留 407-3	—	市長	大型	40m×40m	○
上野原中学校	上野原 9191	62-3101	学校長	大型	110m×150m	
上野原小学校校庭	上野原 3454	62-3104	〃	中型	80m×80m	
上野原西小学校校庭	コモアしおつ 2-3-1	66-3922	〃	小型	30m×30m	
日大明誠高校野球場	上野原 3200	62-5161	〃	大型	100m×120m	
旧平和中学校校庭	野田尻 808	66-2012	〃	小型	55m×65m	
秋山中学校校庭	秋山 6770	56-2133	〃	大型	98m×60m	
秋山小学校校庭	秋山 8674	56-2343	〃	大型	90m×80m	
秋山東部スポーツ広場	秋山 2550	—	市長	大型	98m×50m	
旧桐原小学校校庭	桐原 7234	—	〃	小型	30m×30m	
旧西原小学校校庭	西原 6996	—	〃	小型	30m×30m	

※「拠点」欄は、災害時の拠点となるヘリポートをいう。

2-3 自衛隊受入拠点

No.	名称	所在地	電話番号	対象面積
1	東芝エレベータ(株)上野原事業所グラウンド	上野原 8154-10	20-5800	20,000 m ²
2	帝京科学大学駐車場	八ツ沢 2525	63-4411	1,860 m ²

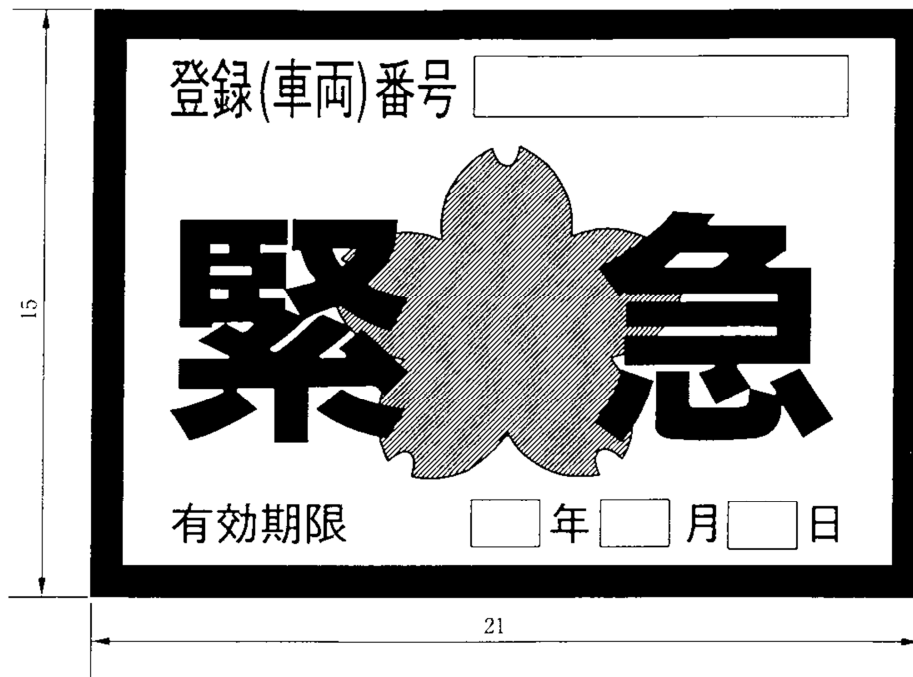
2-4 市防災行政無線設置場所

管理 No.	地区名	箇所名	所在地	管理 No.	地区名	箇所名	所在地
1	西原	飯尾	西原 5810	71	上野原	市立図書館	上野原 3531
2	西原	原公民館	西原 4532-2	72	島田	下新田	新田 411
3	西原	西原出張所	西原 3947	73	大目	大田	大野 7027-1
4	西原	藤尾	西原 1727	74	大目	大沢	大野 7466
5	桐原	大垣外	桐原 10329	75	大目	恋塚	大野 1353
6	桐原	日原	桐原 7665	76	大目	日向	大野 295
7	桐原	椿	桐原 6436-1	77	巖	仲山大柵	八ッ沢 1579
8	桐原	尾続	桐原 708	78	上野原	先祖	上野原 7301
9	上野原	新井	上野原 4668-2	79	巖	サウスコム集会所	コモアしおつ 2-24-1
10	上野原	羽佐間	上野原 4147	80	巖	センターコム集会所	コモアしおつ 3-10-4
11	上野原	新町駐車場	上野原 1607	81	巖	ノースコム集会所	コモアしおつ 1-15-8
12	上野原	新一集会所	上野原 507	82	大目	矢坪	大野 5398-2
13	上野原	塚場	上野原 354	83	上野原	丸畑	上野原 6979
14	上野原	諏訪	上野原 105	84	西原	腰掛	西原 726
15	島田	中新田	新田 854	85	桐原	小桐	桐原 12722
16	上野原	新二	上野原 758	86	桐原	三二山	桐原 7184-1
17	巖	松留つどいの家	松留 638-1	87	西原	扁盃	西原 3353
18	島田	駒門	鶴島 2373-1	88	西原	飯尾（八ッ田）	西原 5738
19	島田	上新田	新田 1103 番地先	89	上野原	桜ヶ丘	上野原 1096
20	巖	八ッ沢	八ッ沢 398	90	西原	初戸	西原 207
21	上野原	新田倉下	上野原 2696	91	大鶴	大曾根陽光台	大曾根 223-3
22	上野原	本二	上野原 1842-2	92	桐原	登下	桐原 160
23	上野原	大道団地	上野原 2432	93	西原	六藤	西原 2708
24	大鶴	鶴川	鶴川 297	94	大目	花坂	大野 1846
25	上野原	八米	上野原 6291	95	桐原	黒田	桐原 4730
26	大鶴	小倉	大曾根 597	96	上野原	上野原工業団地	上野原 8154-23
27	大鶴	大曾根	大曾根 62-1	97	上野原	新田倉上	上野原 2521-3
28	大鶴	大柵	大柵 264	98	上野原	新一南	上野原 868-2
29	甲東	野田尻	野田尻 613	99	大目	談合坂	大野 4820
30	甲東	甲東出張所	野田尻 324-1	100	島田	湖南団地	鶴島 3368
31	大目	犬目	犬目 869-1	101	大目	東大野下	大野 1032
32	大目	南米沢	大野 3523-1	102	大鶴	上野山	鶴川 919-3
33	大目	大目出張所	大野 1261-1	300	上野原	市役所	上野原 3832
34	巖	奥平西	四方津 2251	361	巖	八ッ沢工業団地	八ッ沢
35	巖	奥平東	四方津 1896-1	901	桐原	梅久保	桐原 13238
36	巖	川合	川合 3589	902	桐原	猪丸	桐原 7234
37	巖	巖出張所	四方津 937	903	甲東	瀬淵	桑久保 83
38	巖	牧野	四方津 490	904	甲東	増原	和見 208-1

39	島田	鶴島東区	鶴島 978-1	905	大鶴	大倉下	大倉 275
40	上野原	本一	上野原 2038	906	大目	西大野	大野 2532-3
42	西原	阿寺沢	西原 7242	907	巖	奥平	四方津 2373-2
43	西原	田和	西原 990	908	巖	ウエストコム集会所	コモアしおつ 4-6-1
45	桐原	坂本	桐原 11880	909	巖	当月	四方津 903-1
46	桐原	沢渡	桐原 10746	910	巖	杖突・栃穴	四方津 53-2
48	桐原	今野	桐原 1840	秋 1	秋山	秋山支所	秋山 7131
49	桐原	用竹	桐原 2799	秋 2	秋山	無生野	秋山 12974-乙
50	桐原	小伏	桐原 5731	再 1	秋山	大地峠再送信	秋山 8805
51	桐原	井戸	桐原 3966	再 2	秋山	巖道峠再送信	秋山 1329
52	上野原	向風	上野原 5537-1	秋 10	秋山	大地	秋山 9064
53	上野原	上野原小学校	上野原 3454	秋 11	秋山	栗谷	秋山 7650
54	上野原	奈須部	上野原 7830	秋 12	秋山	海河原	秋山 6799-1
55	上野原	新一	上野原 1311-1	秋 13	秋山	神野	秋山 6447
56	巖	松留	松留 380-1	秋 14	秋山	小和田	秋山 5946
57	大鶴	日野	大鶴 560	秋 15	秋山	古福志	秋山 3944-1
58	大鶴	大倉	大倉 782	秋 16	秋山	桜井	秋山 3584-1
59	甲東	芦垣	芦垣 949-1	秋 17	秋山	富岡	秋山 2498-2
60	甲東	桑久保東区	桑久保 916	秋 18	秋山	一古沢	秋山 2250-1
61	甲東	桑久保西区	桑久保 1832	秋 19	秋山	安寺沢 1	秋山 836
62	甲東	荻野	野田尻 1387	秋 20	秋山	安寺沢 2	秋山 949
63	甲東	和見分校	和見 955	秋 21	秋山	安寺沢 3	秋山 1394
64	甲東	棚頭	野田尻 1975-2	秋 21	秋山	安寺沢 3 (延長)	秋山 1452
65	大目	日留野	大野 6510 番地先	秋 22	秋山	安寺沢 4	秋山 1281-2
66	巖	千足	川合 1851	秋 23	秋山	金山	秋山 4360
67	巖	久保	四方津 1041	秋 23	秋山	金山 (延長)	
68	島田	田野入	鶴島 4742	秋 3	秋山	無生野集会所	秋山 12370-1
68	島田	田野入 (小柱)	鶴島 4412-1	秋 4	秋山	浜沢	秋山 11853
68	島田	田野入 (小柱)	鶴島 4408-1	秋 5	秋山	原	秋山 11430-1
68	島田	田野入 (小柱)	鶴島 4414-1	秋 6	秋山	尾崎	秋山 10988-3
68	島田	田野入 (火の見)	鶴島 4484-1	秋 7	秋山	寺下	秋山 10331
69	島田	鶴島西区	鶴島 1249	秋 8	秋山	板崎	秋山 9265-乙
70	大目	新田	大野 5770	秋 9	秋山	遠所	秋山 8408-1

2-5 緊急通行車両標章及び確認証明書

1 標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

2 証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 印 公安委員会 印	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使 用 者	住 所 氏 名	() 局 番	
通 行 日 時			
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地
備 考			

備考 用紙は、日本産業規格A5とする。

2-6 防災用備蓄資機材

令和7年1月31日現在

1 上野原市役所 防災倉庫

【食料】

資機材名	数量	規格等	備考
アルファ米	8,800 食	保存年限5年	
ライスクッキー	3,936 食	保存年限5年	
飲料水	3,000 本	保存年限5年、500ml	

【資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
発電機 (HONDA)	4 台	EU24i	
発電機 (HONDA)	9 台	EU16i	
発電機 (HONDA)	4 台	EU9i	
発電機 (YANMAR)	1 台	YSG2000	
発電機 (HOWA)	1 台	GENERATOR	
飲料水給水エンジンポンプ	1 台	Robin 3.5EY15.3	
飲料水給水エンジンポンプ備品	1 式	給水用ホース	
蓄電池 (NeoN)	1 台	調光付きバッテリー400Wh	
蓄電池 (NeoN)	1 台	調光付きバッテリー1500Wh	
蓄電池 (NeoN)	5 台	調光付きバッテリー1500Wh	
太陽光パネル (NeoN)	1 枚	折りたたみ太陽光パネル 120w	
太陽光パネル (NeoN)	1 枚	折りたたみ太陽光パネル 120w	
太陽光パネル (NeoN)	5 枚	折りたたみ太陽光パネル 120w	
投光器	10 台	ハロゲン HTS-1000D	
投光器 (NeoN)	1 台	LED 100w	
投光器 (NeoN)	1 台	LED 調光付き 100w	
投光器 (NeoN)	1 台	LED 100w	
投光器 (NeoN)	5 台	LED 100w	
投光器 ((株)ナヴィック)	6 台	でれびか TWIN8000 調光付き	
コードリール	16 台	S-30型	
コードリール	3 個	防滴 SS-30K、SG-30K	
扇風機 (KODEN)	2 台	三脚型工業扇 CFF451TPA	
メガホン	33 台	TM-22B	
非常用石油コンロ ((株)トヨトミ)	8 台	段ボール入り K-3E	
非常用石油コンロ ((株)トヨトミ)	10 台	プラダン入り K-3E	
カセットコンロ (イワタニ)	1 台	CB8000F	
ガステーブル (SANYO)	1 台	LPガス GC-B31CP	
大型用ガスコンロ	4 台		
大型用ガスコンロ (外枠)	5 組	3枚/1組	
組立トイレ (便槽式)	10 箱	ドント・コイ	
組立トイレ (便槽式)	5 箱	ベンクイック	
携帯トイレ	1,200 回	スケットイレ	
携帯トイレ	1,000 回	サニタクリーン	
簡易トイレ	1 個	ベンリープラトイレ	
簡易トイレ	4 箱	ラップボン	
簡易トイレ	400 回	ラップボン消耗品	

簡易トイレ	2 箱	トイパックⅡPlus	
簡易トイレ	1,200 回	トイパック消耗品	
パーティション	36 張	ワンタッチ式 WT-101	
パーティション	1 張	ワンタッチ式 WT-101	
パーティション	5 張	ワンタッチ式 WT-101	
プライベートルーム	2 基	ワンタッチ式 PB-2.1	
テント（コールマン）	2 個	2wayドーム 170T550J	
毛布	550 枚	10枚/箱	
折りたたみテーブル	2 個		
折りたたみイス	8 脚		
大なべ	6 個		
大なべ用ふた	4 枚		
大ざる	4 個		
やかん	7 個	3.0L	
やかん	3 個	5.0L	
やかん	4 個	8.0L	
リヤカー	1 台		
避難所開設キット	1 式	文化ホール	
感染症対策キット	1 式	文化ホール	
コミュニケーションボード	1 セット		
エコロジー食器セット	1,000 セット	井小・井角・紙皿・スプーン・割り箸×各100	
飲料水容器（10L）	560 個	ホールドキャリア	
飲料水容器（10L）	40 個	ホールドキャリア	
台車	1 台		

【衛生用品】

資機材名	数量	規格等	備考
子ども用紙おむつ	264 枚	Lサイズ（44枚入/1パック）	
子ども用紙おむつ	348 枚	Mサイズ（58枚入/1パック）	
子ども用紙おむつ	372 枚	Sサイズ（62枚入/1パック）	
大人用紙おむつ	108 枚	L～LLサイズ（18枚入/1パック）	
大人用紙おむつ	120 枚	M～Lサイズ（20枚入/1パック）	
大人用紙おむつ	120 枚	Sサイズ（20枚入/1パック）	
生理用品	40 パック	昼用28枚入・夜用15枚入/1パック	

2 旧沢松小学校

【資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
扇風機（KODEN）	3 台	三脚型工業扇 CFF451TPA	
段ボールベッド	53 台	組立後1900×800×370（mm）	
段ボールベッド	140 台	組立後1900×800×370（mm）	
アルミ折りたたみ式マット	48 枚	キャプテンスタッグ M-3316	
パーティション	192 枚	段ボール製 4枚/1セット	
パーティション用スタンド	1,370 枚	段ボール製 27箱+30枚	
パーティション	560 枚	段ボール製 4枚/1セット	
パーティション用スタンド	1,750 個	段ボール製 50個/1箱	

3 福祉センターふじみ

【食料】

資機材名	数量	規格等	備考
アルファ米	400 食	保存年限5年	
ライスクッキー	96 食	保存年限5年	
飲料水	216 本	保存年限5年、500ml	

【資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
発電機 (HONDA)	1 台	EU24i	
蓄電池 (NeoN)	1 台	調光付きバッテリー1500Wh	
太陽光パネル (NeoN)	1 枚	折りたたみ太陽光パネル 120w	
投光器 (NeoN)	1 台	LED 100w	
投光器 ((株)ナヴィック)	5 台	でれびか TWIN8000 調光付き	
LED充電式投光器	2 個	GJ-BL-F20B1	
コードリール	2 台	防滴 SS-30K、防滴 SG-30K	
組立トイレ (便槽式)	1 箱	ドント・コイ	
携帯トイレ	200 回	スケットイレ	
簡易トイレ	4 箱	クリーンSH、ベンリープラダントイレ	
マンホールトイレ	2 個	下水道直結式トイレ	
パーティション	8 個	ワンタッチ式	
避難所開設キット	1 式		
感染症対策キット	1 式		
段ボールベッド	60 台	組立後1900×800×370 (mm)	
アルミ折りたたみ式マット	62 枚	キャプテンスタッグ M-3316	
パーティション	240 枚	段ボール製 4枚/1組	
パーティション用スタンド	750 個	段ボール製 50個/1箱	
鋳物コンロ	1 式	五徳DE-30n、ガスホース、調整器	
やかん	1 個		
大鍋	1 個		
テント	1 張	重り10kg×4	
トイレットペーパー	1 袋	6ロール	

4 旧大目小学校体育館

【食料】

資機材名	数量	規格等	備考
アルファ米	250 食	保存年限5年	
ライスクッキー	96 食	保存年限5年	
飲料水	72 本	保存年限5年、500ml	

【資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
蓄電池 (富士倉)	1 台	ビッグパワーバッテリーBA-3000	
太陽光パネル (富士倉)	1 台	防水ソーラーパネル BA-SP120BS	
LED充電式投光器	1 個	GJ-BL-F20B1	
投光器 ((株)ナヴィック)	3 個	でれびか TWIN8000 調光付き	
コードリール	2 個	防滴 SS-30K、防滴 SG-30K	
扇風機 (KODEN)	1 台	三脚型工業扇 CFF451TPA	

組立トイレ（便槽式）	2 箱	ドント・コイ	
携帯トイレ	100 回	スケットイレ	
簡易トイレ	1 個	クリーンSH	
パーティション	8 個	ワンタッチ式	
プライベートルーム	1 個	ワンタッチ式	
毛布	20 枚	10枚/箱	
避難所開設キット	1 セット		
感染症対策キット	1 セット		
鋳物コンロ	1 式	五徳DE-30n、ガスホース、調整器	
やかん	1 個		
大鍋	1 個		
テント	1 張	重り10kg×4	
トイレットペーパー	1 袋	6ロール	
台車	1 台		

5 旧平和中学校校舎・体育館

【食料】

資機材名	数量	規格等	備考
アルファ米	250 食	保存年限5年	
ライスクッキー	96 食	保存年限5年	
飲料水	72 本	保存年限5年、500ml	

【資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
ハイブリット発電機	1 台	SSJホールディングス ELSONA S-3500	
LED充電式投光器	1 個	GJ-BL-F20B1	
投光器（（株）ナヴィック）	3 個	でれびか TWIN8000 調光付き	
コードリール	2 個	防滴 SS-30K、防滴 SG-30K	
扇風機（KODEN）	1 台	三脚型工業扇 CFF451TPA	
組立トイレ（便槽式）	2 箱	ドント・コイ	
携帯トイレ	100 回	スケットイレ	
簡易トイレ	4 個	クリーンSH、ベンリープラトイレ	
パーティション	8 個	ワンタッチ式	
プライベートルーム	1 個	ワンタッチ式	
毛布	20 枚	10枚/箱	
避難所開設キット	1 セット		
感染症対策キット	1 セット		
鋳物コンロ	1 式	五徳DE-30n、ガスホース、調整器	
やかん	1 個		
大鍋	1 個		
テント	1 張	重り10kg×4	
トイレットペーパー	1 袋	6ロール	
台車	1 台		
ホワイトボード	1 台		

6 大目出張所

【食料】

資機材名	数量	規格等	備考
アルファ米	1,300 食	保存年限5年	
ライスクッキー	624 食	保存年限5年	
飲料水	480 本	保存年限5年、500ml	

【資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
蓄電池（富士倉）	1 台	ビッグパワーバッテリーBA-3000	
太陽光パネル（富士倉）	1 台	防水ソーラーパネル BA-SP120BS	
投光器（（株）ナヴィック）	2 個	でれびか TWIN8000 調光付き	
扇風機（KODEN）	2 台	三脚型工業扇 CFF451TPA	
毛布	20 枚	10枚/箱	
LED充電式投光器	1 個	GJ-BL-F20B1	
コードリール	1 個	防滴 SG-30K	
避難所開設キット	1 セット		
テント	1 張	重り10kg×4	
トイレットペーパー	1 袋	6ロール	

7 旧甲東小学校和見分校

【資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
ハイブリット発電機	1 台	SSJホールディングス ELSONA S-3500	
LED充電式投光器	1 個	GJ-BL-F20B1	
投光器（（株）ナヴィック）	2 個	でれびか TWIN8000 調光付き	
扇風機（KODEN）	1 台	三脚型工業扇 CFF451TPA	
避難所開設キット	1 セット		
感染症対策キット	1 セット		
コードリール	1 個	防滴 SG-30K	
台車	1 台		
鋳物コンロ	1 式	五徳DE-30n、ガスホース、調整器	
やかん	1 個		
大鍋	1 個		
テント	1 張	重り10kg×4	
トイレットペーパー	1 袋	6ロール	

8 甲東出張所

【食料】

資機材名	数量	規格等	備考
アルファ米	1,200 食	保存年限5年	
ライスクッキー	624 食	保存年限5年	
飲料水	480 本	保存年限5年、500ml	

【資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
蓄電池（富士倉）	1 台	ビッグパワーバッテリーBA-3000	

太陽光パネル（富士倉）	1 台	防水ソーラーパネル BA-SP120BS	
投光器（（株）ナヴィック）	2 個	でれびか TWIN8000 調光付き	
扇風機（KODEN）	1 台	三脚型工業扇 CFF451TPA	
毛布	20 枚	10枚/箱	
避難所開設キット	1 セット		
コードリール	2 個	防滴 SS-30K、防滴 SG-30K	
コミュニケーションボード	1 セット		
LED充電式投光器	1 個	GJ-BL-F20B1	
テント	1 張	重り10kg×4	
トイレットペーパー	1 袋	6ロール	

9 旧沢松小学校体育館

【食料】

資機材名	数量	規格等	備考
アルファ米	250 食	保存年限5年	
ライスクッキー	96 食	保存年限5年	
飲料水	72 本	保存年限5年、500mℓ	

【資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
蓄電池（富士倉）	1 台	ビッグパワーバッテリーBA-3000	
太陽光パネル（富士倉）	1 台	防水ソーラーパネル BA-SP120BS	
LED充電式投光器	1 個	GJ-BL-F20B1	
投光器（（株）ナヴィック）	2 個	でれびか TWIN8000 調光付き	
コードリール	2 個	防滴 SS-30K、防滴 SG-30K	
扇風機（KODEN）	1 台	三脚型工業扇 CFF451TPA	
組立トイレ（便槽式）	2 箱	ドント・コイ	
携帯トイレ	100 回	スケットイレ	
簡易トイレ	1 個	クリーンSH	
簡易トイレ	1 個	プラダントイレ	
パーティション	8 個	ワンタッチ式	
プライバシールーム	1 個	ワンタッチ式	
毛布	20 枚	10枚/箱	
避難所開設キット	1 セット		
感染症対策キット	1 セット		
台車	1 台		
鋳物コンロ	1 式	五徳DE-30n、ガスホース、調整器	
やかん	1 個		
大鍋	1 個		
テント	1 張	重り10kg×4	
トイレットペーパー	1 袋	6ロール	

10 上野原西小学校防災倉庫

【食料】

資機材名	数量	規格等	備考
アルファ米	250 食	保存年限5年	
ライスクッキー	48 食	保存年限5年	

飲料水	72 本	保存年限5年、500mℓ	
-----	------	--------------	--

【資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
ハイブリット発電機	1 台	SSJホールディングス ELSONA S-3500	
LED充電式投光器	1 個	GJ-BL-F20B1	
投光器 ((株)ナヴィック)	3 個	でれびか TWIN8000 調光付き	
コードリール	2 個	防滴 SS-30K、防滴 SG-30K	
扇風機 (KODEN)	2 台	三脚型工業扇 CFF451TPA	
組立トイレ (便槽式)	2 箱	ドント・コイ	
携帯トイレ	100 回	スケットイレ	
簡易トイレ	3 個	クリーンSH、ベンリープラトイレ	
パーティション	8 個	ワンタッチ式	
プライバシールーム	1 個	ワンタッチ式	
毛布	20 枚	10枚/箱	
避難所開設キット	1 セット		
感染症対策キット	1 セット		
段ボールベッド	5 台	組立後1900×800×370 (mm)	
アルミ折りたたみ式マット	5 枚	キャプテンスタッグ M-3316	
パーティション	20 枚	段ボール製 4枚/1組	
パーティション用スタンド	60 枚	段ボール製 1箱+10枚	
ホワイトボード	1 台		
台車	1 台		
鋳物コンロ	1 式	五徳DE-30n、ガスホース、調整器	
やかん	1 個		
大鍋	1 個		
テント	1 張	重り10kg×4	
トイレットペーパー	1 袋	6ロール	

11 上野原西中学校防災倉庫

【食料】

資機材名	数量	規格等	備考
アルファ米	250 食	保存年限5年	
ライスクッキー	48 食	保存年限5年	
飲料水	72 本	保存年限5年、500mℓ	

【資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
ハイブリット発電機	1 台	SSJホールディングス ELSONA S-3500	
LED充電式投光器	1 個	GJ-BL-F20B1	
投光器 ((株)ナヴィック)	3 個	でれびか TWIN8000 調光付き	
コードリール	2 個	防滴 SS-30K、防滴 SG-30K	
扇風機 (KODEN)	2 台	三脚型工業扇 CFF451TPA	
組立トイレ (便槽式)	2 箱	ドント・コイ	
携帯トイレ	100 回	スケットイレ	
簡易トイレ	2 個	クリーンSH	
パーティション	8 個	ワンタッチ式	
プライバシールーム	1 個	ワンタッチ式	
毛布	20 枚	10枚/箱	

避難所開設キット	1 セット		
感染症対策キット	1 セット		
段ボールベッド	5 台	組立後1900×800×370 (mm)	
アルミ折りたたみ式マット	5 枚	キャプテンスタッグ M-3316	
パーティション	20 枚	段ボール製 4枚/1組	
パーティション用スタンド	60 枚	段ボール製 1箱+10枚	
ホワイトボード	1 台		
台車	1 台		
鋳物コンロ	1 式	五徳DE-30n、ガスホース、調整器	
やかん	1 個		
テント	1 張	重り10kg×4	
トイレットペーパー	1 袋	6ロール	

12 旧大鶴小学校体育館

【食料】

資機材名	数量	規格等	備考
アルファ米	250 食	保存年限5年	
ライスクッキー	96 食	保存年限5年	
飲料水	72 本	保存年限5年、500ml	

【資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
ハイブリット発電機	1 台	SSJホールディングス ELSONA S-3500	
LED充電式投光器	1 個	GJ-BL-F20B1	
投光器 ((株)ナヴィック)	2 個	でれびか TWIN8000 調光付き	
コードリール	2 個	防滴 SS-30K、防滴 SG-30K	
扇風機 (KODEN)	1 台	三脚型工業扇 CFF451TPA	
組立トイレ (便槽式)	2 箱	ドント・コイ	
携帯トイレ	100 回	スケットイレ	
簡易トイレ	1 個	クリーンSH	
パーティション	8 個	ワンタッチ式	
プライベートルーム	1 個	ワンタッチ式	
毛布	20 枚	10枚/箱	
避難所開設キット	1 セット		
感染症対策キット	1 セット		
台車	1 台		
鋳物コンロ	1 式	五徳DE-30n、ガスホース、調整器	
やかん	1 個		
テント	1 張	重り10kg×4	
トイレットペーパー	1 袋	6ロール	

13 島田小学校防災倉庫

【食料】

資機材名	数量	規格等	備考
アルファ米	250 食	保存年限5年	
ライスクッキー	48 食	保存年限5年	
飲料水	72 本	保存年限5年、500ml	

【資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
蓄電池（富士倉）	1 台	ビッグパワーバッテリーBA-3000	
太陽光パネル（富士倉）	1 台	防水ソーラーパネル BA-SP120BS	
LED充電式投光器	1 個	GJ-BL-F20B1	
投光器（(株)ナヴィック）	2 個	でれびか TWIN8000 調光付き	
コードリール	2 個	防滴 SS-30K、防滴 SG-30K	
扇風機（KODEN）	2 台	三脚型工業扇 CFF451TPA	
組立トイレ（便槽式）	2 箱	ドント・コイ	
携帯トイレ	100 回	スケットイレ	
簡易トイレ	1 個	クリーンSH	
簡易トイレ	2 個	プラダントイレ	
パーティション	8 個	ワンタッチ式	
プライバシールーム	1 個	ワンタッチ式	
毛布	20 枚	10枚/箱	
避難所開設キット	1 セット		
感染症対策キット	1 セット		
段ボールベッド	5 台	組立後1900×800×370（mm）	
アルミ折りたたみ式マット	5 枚	キャプテンスタッグ M-3316	
パーティション	20 枚	段ボール製 4枚/1組	
パーティション用スタンド	60 枚	段ボール製 1箱+10枚	
ホワイトボード	1 台		
台車	1 台		
鋳物コンロ	1 式	五徳DE-30n、ガスホース、調整器	
やかん	1 個		
大鍋	1 個		
テント	1 張	重り10kg×4	
トイレットペーパー	1 袋	6ロール	

14 旧島田中学校体育館

【食料】

資機材名	数量	規格等	備考
アルファ米	250 食	保存年限5年	
ライスクッキー	96 食	保存年限5年	
飲料水	72 本	保存年限5年、500ml	

【資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
LED充電式投光器	1 個	GJ-BL-F20B1	
投光器（(株)ナヴィック）	3 個	でれびか TWIN8000 調光付き	
コードリール	2 個	防滴 SS-30K、防滴 SG-30K	
扇風機（KODEN）	1 台	三脚型工業扇 CFF451TPA	
組立トイレ（便槽式）	2 箱	ドント・コイ	
携帯トイレ	100 回	スケットイレ	
簡易トイレ	1 個	クリーンSH	
簡易トイレ	2 個	プラダントイレ	
パーティション	8 個	ワンタッチ式	
プライバシールーム	1 個	ワンタッチ式	

毛布	20 枚	10枚/箱	
避難所開設キット	1 セット		
感染症対策キット	1 セット		
蓄電池（富士倉）	1 台	ビッグパワーバッテリーBA-3000	
太陽光パネル（富士倉）	1 台	防水ソーラーパネル BA-SP120BS	
台車	1 台		
やかん	1 個		
テント	1 張	重り10kg×4	
トイレットペーパー	1 袋	6ロール	

15 上野原小学校防災倉庫

【食料】

資機材名	数量	規格等	備考
アルファ米	250 食	保存年限5年	
ライスクッキー	96 食	保存年限5年	
飲料水	72 本	保存年限5年、500ml	

【資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
LED充電式投光器	1 個	GJ-BL-F20B1	
投光器（(株)ナヴィック）	3 個	でれびか TWIN8000 調光付き	
コードリール	2 個	防滴 SS-30K、防滴 SG-30K	
扇風機（KODEN）	2 台	三脚型工業扇 CFF451TPA	
組立トイレ（便槽式）	2 箱	ドント・コイ	
簡易トイレ	2 個	クリーンSH	
パーティション	4 個	ワンタッチ式	
プライベートルーム	1 個	ワンタッチ式	
毛布	20 枚	10枚/箱	
避難所開設キット	1 セット		
感染症対策キット	1 セット		
段ボールベッド	5 台	組立後1900×800×370（mm）	
アルミ折りたたみ式マット	5 枚	キャプテンスタッグ M-3316	
パーティション	20 枚	段ボール製 4枚/1組	
パーティション用スタンド	60 枚	段ボール製 1箱+10枚	
ホワイトボード	1 台		
台車	1 台		
鋳物コンロ	1 式	五徳DE-30n、ガスホース、調整器	
やかん	1 個		
大鍋	1 個		
テント	1 張	重り10kg×4	
トイレットペーパー	1 袋	6ロール	
発電機（HONDA）	1 台	EU24i	

16 上野原中学校防災倉庫

【食料】

資機材名	数量	規格等	備考
アルファ米	250 食	保存年限5年	
ライスクッキー	96 食	保存年限5年	
飲料水	72 本	保存年限5年、500ml	

【資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
蓄電池（富士倉）	1 台	ビッグパワーバッテリーBA-3000	
太陽光パネル（富士倉）	1 台	防水ソーラーパネル BA-SP120BS	
LED充電式投光器	1 個	GJ-BL-F20B1	
投光器（（株）ナヴィック）	3 個	でれびか TWIN8000 調光付き	
コードリール	2 個	防滴 SS-30K、防滴 SG-30K	
扇風機（KODEN）	2 台	三脚型工業扇 CFF451TPA	
組立トイレ（便槽式）	2 箱	ドント・コイ	
携帯トイレ	100 回	スケットイレ	
簡易トイレ	4 個	クリーンSH、ベンリープラトイレ	
パーティション	4 個	ワンタッチ式	
プライベートルーム	1 個	ワンタッチ式	
毛布	20 枚	10枚/箱	
避難所開設キット	1 セット		
感染症対策キット	1 セット		
段ボールベッド	5 台	組立後1900×800×370（mm）	
アルミ折りたたみ式マット	5 枚	キャプテンスタッグ M-3316	
パーティション	20 枚	段ボール製 4枚/1組	
パーティション用スタンド	60 枚	段ボール製 1箱+10枚	
ホワイトボード	1 台		
台車	1 台		
鋳物コンロ	1 式	五徳DE-30n、ガスホース、調整器	
やかん	1 個		
テント	1 張	重り10kg×4	
トイレットペーパー	1 袋	6ロール	

17 ふるさと長寿館防災倉庫

【食料】

資機材名	数量	規格等	備考
アルファ米	250 食	保存年限5年	
ライスクッキー	96 食	保存年限5年	
飲料水	72 本	保存年限5年、500ml	
アルファ米（桐原出張所分）	1,250 食	保存年限5年	
ライスクッキー（桐原出張所分）	624 食	保存年限5年	
飲料水（桐原出張所分）	408 本	保存年限5年、500ml	

【資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
ハイブリット発電機	1 台	SSJホールディングス ELSONA S-3500	
扇風機 (KODEN)	1 台	三脚型工業扇 CFF451TPA	
携帯トイレ	100 回	スケットイレ	
簡易トイレ	5 個	プラダントイレ、クリーンSH、ベンリープラトイレ	
投光器 ((株)ナヴィック)	2 個	でれびか TWIN8000 調光付き	
コードリール	3 個	防滴 SG-30K	
組立トイレ (便槽式)	2 箱	ドント・コイ	
パーティション	8 個	ワンタッチ式	
プライバシールーム	1 個	ワンタッチ式	
毛布	20 枚	10枚/箱	
避難所開設キット	1 セット		
感染症対策キット	1 セット		
テント	1 張	重り10kg×4	

18 旧桐原小学校体育館

【食料】

資機材名	数量	規格等	備考
アルファ米	250 食	保存年限5年	
ライスクッキー	96 食	保存年限5年	
飲料水	72 本	保存年限5年、500ml	

【資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
蓄電池 (富士倉)	1 台	ビッグパワーバッテリーBA-3000	
太陽光パネル (富士倉)	1 台	防水ソーラーパネル BA-SP120BS	
LED充電式投光器	1 個	GJ-BL-F20B1	
投光器 ((株)ナヴィック)	3 個	でれびか TWIN8000 調光付き	
コードリール	2 個	防滴 SS-30K、防滴 SG-30K	
扇風機 (KODEN)	1 台	三脚型工業扇 CFF451TPA	
組立トイレ (便槽式)	2 箱	ドント・コイ	
携帯トイレ	100 回	スケットイレ	
簡易トイレ	4 個	クリーンSH、ベンリープラトイレ	
パーティション	8 個	ワンタッチ式	
プライバシールーム	1 個	ワンタッチ式	
毛布	20 枚	10枚/箱	
避難所開設キット	1 セット		
感染症対策キット	1 セット		
ホワイトボード	1 台		
台車	1 台		
鋳物コンロ	1 式	五徳DE-30n、ガスホース、調整器	
やかん	1 個		
テント	1 張	重り10kg×4	
トイレットペーパー	1 袋	6ロール	

19 西原出張所

【食料】

資機材名	数量	規格等	備考
アルファ米	1,250 食	保存年限5年	
ライスクッキー	624 食	保存年限5年	
飲料水	480 本	保存年限5年、500ml	

【資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
ハイブリット発電機	1 台	SSJホールディングス ELSONA S-3500	
投光器 ((株)ナヴィック)	2 個	でれびか TWIN8000 調光付き	
扇風機 (KODEN)	1 台	三脚型工業扇 CFF451TPA	
避難所開設キット	1 セット		
感染症対策キット	1 セット		
簡易トイレ	4 個	ベンリーブラトイレ	
台車	1 台		
毛布	20 枚	10枚/箱	
やかん	1 個		
大鍋	1 個		
テント	1 張	重り10kg×4	
トイレットペーパー	1 袋	6ロール	

20 旧西原小学校体育館

【食料】

資機材名	数量	規格等	備考
アルファ米	250 食	保存年限5年	
ライスクッキー	96 食	保存年限5年	
飲料水	72 本	保存年限5年、500ml	

【資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
蓄電池 (富士倉)	1 台	ビッグパワーバッテリーBA-3000	
太陽光パネル (富士倉)	1 台	防水ソーラーパネル BA-SP120BS	
LED充電式投光器	1 個	GJ-BL-F20B1	
投光器 ((株)ナヴィック)	2 個	でれびか TWIN8000 調光付き	
コードリール	2 個	防滴 SS-30K、防滴 SG-30K	
扇風機 (KODEN)	1 台	三脚型工業扇 CFF451TPA	
組立トイレ (便槽式)	2 箱	ドント・コイ	
携帯トイレ	100 回	スケットイレ	
簡易トイレ	1 個	クリーンSH	
簡易トイレ	3 個	プラダントイレ	
パーティション	8 個	ワンタッチ式	
プライベートルーム	1 個	ワンタッチ式	
毛布	20 枚	10枚/箱	
避難所開設キット	1 セット		
感染症対策キット	1 セット		
ホワイトボード	1 台		
台車	1 台		

鋳物コンロ	1 式	五徳DE-30n、ガスホース、調整器	
やかん	1 個		
テント	1 張	重り10kg×4	
トイレットペーパー	1 袋	6ロール	

21 秋山小学校防災倉庫

【食料】

資機材名	数量	規格等	備考
アルファ米	250 食	保存年限5年	
ライスクッキー	96 食	保存年限5年	
飲料水	72 本	保存年限5年、500mℓ	

【資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
ハイブリット発電機	1 台	SSJホールディングス ELSONA S-3500	
LED充電式投光器	1 個	GJ-BL-F20B1	
投光器 ((株)ナヴィック)	2 個	でれびか TWIN8000 調光付き	
コードリール	2 個	防滴 SS-30K、防滴 SG-30K	
扇風機 (KODEN)	2 台	三脚型工業扇 CFF451TPA	
組立トイレ (便槽式)	2 箱	ドント・コイ	
携帯トイレ	100 回	スケットイレ	
簡易トイレ	5 個	クリーンSH	
簡易トイレ	1 個	プラダントイレ	
パーティション	8 個	ワンタッチ式	
プライベートルーム	1 個	ワンタッチ式	
毛布	20 枚	10枚/箱	
避難所開設キット	1 セット		
感染症対策キット	1 セット		
段ボールベッド	5 台	組立後1900×800×370 (mm)	
アルミ折りたたみ式マット	5 枚	キャプテンスタッグ M-3316	
パーティション	20 枚	段ボール製 4枚/1組	
パーティション用スタンド	60 枚	段ボール製 1箱+10枚	
ホワイトボード	1 台		
台車	1 台		
鋳物コンロ	1 式	五徳DE-30n、ガスホース、調整器	
やかん	1 個		
大鍋	1 個		
テント	1 張	重り10kg×4	
トイレットペーパー	1 袋	6ロール	

22 秋山中学校防災倉庫

【食料】

資機材名	数量	規格等	備考
アルファ米	250 食	保存年限5年	
ライスクッキー	96 食	保存年限5年	
飲料水	72 本	保存年限5年、500mℓ	

【資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
蓄電池（富士倉）	1 台	ビッグパワーバッテリーBA-3000	
太陽光パネル（富士倉）	1 台	防水ソーラーパネル BA-SP120BS	
LED充電式投光器	1 個	GJ-BL-F20B1	
投光器（(株)ナヴィック）	2 個	でれびか TWIN8000 調光付き	
コードリール	1 個	防滴 SS-30K	
扇風機（KODEN）	2 台	三脚型工業扇 CFF451TPA	
組立トイレ（便槽式）	2 箱	ドント・コイ	
携帯トイレ	100 回	スケットイレ	
簡易トイレ	1 個	クリーンSH	
簡易トイレ	3 個	プラダントイレ	
パーティション	8 個	ワンタッチ式	
プライバシールーム	1 個	ワンタッチ式	
毛布	20 枚	10枚/箱	
避難所開設キット	1 セット		
感染症対策キット	1 セット		
段ボールベッド	5 台	組立後1900×800×370（mm）	
アルミ折りたたみ式マット	5 枚	キャプテンスタッグ M-3316	
パーティション	20 枚	段ボール製 4枚/1組	
パーティション用スタンド	60 枚	段ボール製 1箱+10枚	
台車	1 台		
鋳物コンロ	1 式	五徳DE-30n、ガスホース、調整器	
やかん	1 個		
テント	1 張	重り10kg×4	
トイレットペーパー	1 袋	6ロール	

23 旧浜沢小学校体育館

【食料】

資機材名	数量	規格等	備考
アルファ米	250 食	保存年限5年	
ライスクッキー	96 食	保存年限5年	
飲料水	72 本	保存年限5年、500ml	

【資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
蓄電池（富士倉）	1 台	ビッグパワーバッテリーBA-3000	
太陽光パネル（富士倉）	1 台	防水ソーラーパネル BA-SP120BS	
LED充電式投光器	1 個	GJ-BL-F20B1	
投光器（(株)ナヴィック）	2 個	でれびか TWIN8000 調光付き	
コードリール	2 個	防滴 SS-30K、防滴 SG-30K	
扇風機（KODEN）	1 台	三脚型工業扇 CFF451TPA	
組立トイレ（便槽式）	2 箱	ドント・コイ	
携帯トイレ	100 回	スケットイレ	
簡易トイレ	1 個	クリーンSH	
簡易トイレ	3 個	プラダントイレ	
パーティション	8 個	ワンタッチ式	

プライベートルーム	1 個	ワンタッチ式	
毛布	20 枚	10枚/箱	
避難所開設キット	1 セット		
感染症対策キット	1 セット		
台車	1 台		
やかん	1 個		
テント	1 張	重り10kg×4	
トイレットペーパー	1 袋	6ロール	

24 無生野集会場

【資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
ハイブリット発電機	1 台	SSJホールディングス ELSONA S-3500	
扇風機 (KODEN)	1 台	三脚型工業扇 CFF451TPA	
LED充電式投光器	2 個	GJ-BL-F20B1	
コードリール	2 個	防滴 SS-30K、防滴 SG-30K	
コミュニケーションボード	1 セット		
テント	1 張	重り10kg×4	
避難所開設キット	1 セット		
トイレットペーパー	1 袋	6ロール	

25 旧桜井小学校体育館

【食料】

資機材名	数量	規格等	備考
アルファ米	250 食	保存年限5年	
ライスクッキー	96 食	保存年限5年	
飲料水	72 本	保存年限5年、500mℓ	

【資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
ハイブリット発電機	1 台	SSJホールディングス ELSONA S-3500	
LED充電式投光器	1 個	GJ-BL-F20B1	
投光器 ((株)ナヴィック)	2 個	でれびか TWIN8000 調光付き	
コードリール	2 個	防滴 SS-30K、防滴 SG-30K	
扇風機 (KODEN)	1 台	三脚型工業扇 CFF451TPA	
組立トイレ (便槽式)	2 箱	ドント・コイ	
携帯トイレ	100 回	スケットイレ	
簡易トイレ	1 個	クリーンSH	
簡易トイレ	4 個	プラダントイレ	
パーティション	4 個	ワンタッチ式	
プライベートルーム	1 個	ワンタッチ式	
毛布	20 枚	10枚/箱	
避難所開設キット	1 セット		
感染症対策キット	1 セット		
段ボールベッド	56 台	組立後1900×800×370 (mm)	
アルミ折りたたみ式マット	60 枚	キャプテンスタッグ M-3316	
パーティション	236 枚	段ボール製 4枚/1組	

パーティション用スタンド	670 個	段ボール製 50個/1枚	
ホワイトボード	1 台		
台車	1 台		
鋳物コンロ	1 式	五徳DE-30n、ガスホース、調整器	
やかん	1 個		
大鍋	1 個		
テント	1 張	重り10kg×4	
トイレットペーパー	1 袋	6ロール	

2-7 応急給水用資機材保有状況

種 別	給 水 タ ン ク				
	1.6t	1.0t	1.0t		
保 有 数	1基	3基	2基	2基	3基
保 管 場 所	東部地域広域水道企業団上野原事務所		上野原市役所	仲間川浄水場	秋山支所

2-8 水道施設の概要

第1 上水道

1 水源（表流水又は地下水）

施設名称	所在地	取水量	備考
鶴川水源	桐原 2319-5 番地内	10,350 m ³ /日（表流水）	
後山水源	上野原市上野原地内	600 m ³ /日（地下水）	休止中
新田水源	新田 345-1 番地内	5,400 m ³ /日（地下水）	休止中
鶴島水源	鶴島 2107 先	720 m ³ /日（伏流水）	休止中

2 配水池

施設名称	所在地	容量 (m ³)	緊急 遮断弁	施設名称	所在地	容量 (m ³)	緊急 遮断弁
高区配水池	上野原 9157	3,500	あり	湖南配水池	鶴島地内	192	あり
中区配水池	上野原 3194	4,000	あり	田代配水池	鶴島地内	72	
中区配水池	上野原 3179	750		奈須部配水池	上野原地内	108	
巖高区配水池	八ッ沢 2193-57	680	あり	先祖配水池	上野原地内	90	
巖低区配水池	八ッ沢地内	440	あり	先祖・丸畑配水池	桑久保地内	158	
四方津高区配水池	コモア地内	1,500	あり	桑久保配水池	芦垣地内	80	
四方津低区配水池	コモア地内	588	あり	瀬淵芦垣配水池	桑久保地内	27	
野田尻配水池	野田尻 3103-4	235		大倉配水池	大倉地内	70	
新田配水池	新田 29-2	500	あり	小倉配水池	大曾根地内	48	
鶴島配水池	鶴島 2755-2	550					

3 上水道区域導・送・配水管延長

約 113,950m

第2 簡易水道（市営）

1 水源

水道事業名	水源名	水源の所在地	水源の種別	取水量（m ³ /年）
野田尻		野田尻	湧	8,972
棚頭		野田尻字桧尾根 2103-1	表	13,282
千足上		川合字	表	4,407
千足下		川合	表	4,783
田野入		鶴島字田野入	表	22,908
用竹	第1水源	桐原字高畑 1280	表	5,249
	第2水源	桐原字高畑 1310-2	表	10,444
大垣外		桐原	表	27,214
芦瀬		桐原	表	5,442
井戸黒田		桐原	表	20,736
尾続		桐原	表	10,306
西原原		西原 4808	伏	14,226
下城河原		西原字久野毛	表	12,255
仲間川		野田尻字西向 2368	表	261,657
秋山東部	暮ヶ沢第一	秋山 2877-2	表	57,722
	暮ヶ沢第二	秋山 2833	表	42,731
秋山中部	王の入	秋山 8060	表	207,248
秋山西部	棚の入	秋山 12527	表	51,965
秋山安寺沢		秋山 1321	表	5,619

2 配水池

名称	容量 (m ³)	名称	容量 (m ³)
犬目簡易水道配水池（大目地内）	60	下城河原簡易水道配水池（西原地内）	60
千足上簡易水道配水池（巖地内）	40	田野入簡易水道配水池（島田地内）	100
大垣外簡易水道配水池（桐原地内）	149	仲間川簡易水道配水池（甲東地内）	500
千足下簡易水道配水池（巖地内）	20	棚頭簡易水道配水池（甲東地内）	100
野田尻簡易水道配水池（甲東地内）	40	尾続簡易水道配水池（桐原地内）	112
芦瀬簡易水道配水池（桐原地内）	10	秋山東部簡易水道配水池（秋山地内）	100
西原原簡易水道配水池（西原地内）	40	秋山中部簡易水道配水池（秋山地内）	335
井戸黒田簡易水道配水池（桐原地内）	100	秋山西部簡易水道配水池（秋山地内）	128
用竹簡易水道配水池（桐原地内）	60	安寺沢簡易水道配水池（秋山地内）	60

2-9 雨量観測所

第1 県所管雨量観測所

管理者	所在地	観測局名
富士・東部建設事務所	上野原市西原 765-2	西原
富士・東部建設事務所	上野原市桐原 3669-10	井戸
富士・東部建設事務所	上野原市秋山 7131	秋山

第2 県管理以外の雨量観測所

河川名	観測所名	所管官庁	位置	自記普通別		監視所名
				自	普	
桂川	四方津雨量観測所	大月保線技術センター	〃 四方津	○		大月保線技術センター

第3 甲府地方気象台気象観測施設

観測所名	観測種目					所在地	緯度	経度	標高
	降水量	気温	風	日照時間	積雪				
上野原	○					上野原市松留	35° 37' 2"	139° 06' 3"	187m

2-10 水位観測所

河川名	局名	所在地	管理者	水防団待機水位	氾濫注意水位
鶴川	巖島橋	上野原市松留 156-6 番地先	富士・東部建設事務所	1.2m	2.0m
秋山川	秋山	上野原市秋山 7143 地先	富士・東部建設事務所	1.0m	1.8m

2-11 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

No	事業所名	所在地	電話番号	区分
1	秋山通所介護事業所 (地域密着型通所介護)	秋山 5756 番地	56-2110	通所介護事業所
2	こつぷデイサービス (地域密着型通所介護)	松留 22 番地 4	62-2860	通所介護事業所
3	巖こども園	四方津 940 番地 2	62-6200	こども園・保育所
4	秋山保育所	秋山 5745 番地	56-2604	こども園・保育所
5	上野原西小学校	コモアしおつ 2 丁目 13 番 1 号	66-3922	学校
6	秋山小学校	秋山 8674 番地	56-2343	学校
7	秋山中学校	秋山 6770 番地	56-2133	学校
8	(財)三生会病院	上野原 1185 番地	62-3355	医療機関
9	グループホームハイム桜ヶ丘	上野原 1185 番地	62-3355	共同生活援助 (グループホーム)

2-12 浸水想定区域内の要配慮者利用施設

No	事業所名	所在地	電話番号	区分
1	ホエールデイサービス (地域密着型通所介護)	新田 1140 番地	63-3588	通所介護事業所

3 災害履歴・危険箇所

3-1 主な災害履歴

1 震災

発生年月日	被害の概要
1915(大正 4) 6. 20	山梨県東部を震央とする地震 (M5. 9)、甲府市水道管亀裂4～5か所
1918(大正 7) 6. 26	神奈川県西部を震央とする地震 (M6. 3)、谷村 (現都留市) で石垣崩壊、石塔転倒、土蔵壁亀裂・剥離等多く、鰍沢町でも墓石転倒、土蔵壁脱落等あり、甲府市付近で水道管破裂7～8か所
1923(大正 12) 9. 1	関東大地震 (M7. 9甲府震度6)、県内死者20人、負傷者116人、全壊家屋1, 761棟、半壊4, 992棟、地盤の液状化現象3か所
1924(大正 13) 1. 15	丹沢地震 (M7. 3甲府震度6)、県東部で負傷者30人、家屋全壊10棟、半壊87棟、破損439棟、水道破損60か所
1944(昭和 19) 12. 7	東南海地震 (M7. 9)、甲府市付近で負傷者2人、家屋全壊26棟、半壊8棟、屋根瓦落下29か所等 (山梨日日新聞)
1976(昭和 51) 6. 16	山梨県東部を震央とする地震 (M5. 5)、県東部で住家等一部破損77棟、道路22か所、田畑31か所、農業用施設79か所等
1983(昭和 58) 8. 8	山梨県東部を震央とする地震 (M6. 0)、県東部を中心に19市町村で被害、特に大月市に集中、負傷者5人、住家半壊1棟、一部破損278棟、田147か所、農林業用施設55か所、道路21か所、商工被害78件、停電全世帯の66%等、被害総額3億5千万円
1996(平成 8) 3. 6	山梨県東部を震央とする地震 (M5. 5)、県東部を中心に14市町村で被害、負傷者3人、住家一部破損86棟、水道被害3, 901戸等、被害総額 1 億5, 000万円
2011(平成 23) 3. 11	東北地方太平洋沖地震 (M9. 0)、県内負傷者2人、住家の一部損壊4棟、非住家の被害7棟、市内の被害は道路1箇所。停電や道路の通行止め、鉄道の運転見合わせ等

2 風水害等

災害発生日	災害区分	被害の概要	
		旧上野原町	旧秋山村
1934(昭和9) 9. 18	室戸台風	大鶴村死者3名	
1947(昭和22) 9. 13	キャサリーン台風	橋梁流失、家屋浸水多数	
1959(昭和34) 8. 14	台風7号	重傷1名、軽傷1名、全壊4、半壊83、家屋浸水17	
1959(昭和34) 9. 26	台風15号 (伊勢湾台風)	重傷1名、全壊24、半壊392、床下浸水6、道路決壊14、橋梁流失3、堤防決壊6	全壊・流失21、半壊23
1962(昭和37) 1. 22	大火	上野原町商店街で大火、60戸73世帯を焼く。	
1966(昭和41) 9. 24	台風26号	全壊12、半壊71、家屋浸水38、道路決壊109、橋梁流失3	重傷2名、軽傷3名、全壊4、半壊7、罹災世帯37
1982(昭和57) 8. 1	台風10号	全半壊14、家屋浸水132、道路決壊226、橋梁流失9	死者1名、全壊・流失2、半壊23、浸水18
1983(昭和58) 8. 15	台風5、6号	道路決壊29、橋梁流失2	
1991(平成3) 8. 20	台風12号	道路決壊4、橋梁流失2	
1998(平成10) 1. 15～16	大雪	上野原地域気象観測所で積雪深48cmを記録	死者2名
1998(平成10) 8. 27～30	台風4号	床下浸水1、河川被害16	
1998(平成10) 9. 16	台風5号	床下浸水3、河川被害1	
2001(平成13) 9. 10	台風15号	床下浸水2	
2002(平成14) 10. 1	台風21号	床下浸水1	

2003(平成15)8.8～9	台風10号	河川被害3、土砂崩れ4、4世帯に避難勧告	
2004(平成16)10.8～9	台風22号	河川被害1	
2006(平成18)7.26	土砂崩れ	土砂崩れ1（重機、車4台の被害）、5世帯に避難勧告	
2007(平成19)9.7	台風9号	河川被害10	
2011(平成23)9.3～4	台風12号	河川被害5、土砂崩れ3（住宅等への流入、車2台の被害）	
2011(平成23)9.21	台風15号	河川被害1	
2014(平成26)2.14～15	大雪	市内では104cmの積雪を記録（平成26年3月20日現在） 全壊10、大規模半壊又は半壊13、一部損壊139	
2015（平成27）7.16～17	台風 11 号	土砂崩れ 5 避難勧告：無生野区、浜沢区（45 世帯 114 名）、八ツ沢区（5 世帯 13 名）	
2017（平成29）10.22～23	台風 21 号	土砂崩れ 2	
2018（平成30）9.28	土砂崩れ	土砂崩れ 1	
2018（平成30）9.30～10.1	台風 24 号	土砂崩れ 5、大規模半壊 1、半壊 2、一部損壊 6	
2019（令和1）10.10～13	台風 19 号	西原 358 mm、桐原 426 mm、上野原 504 mm、秋山 656 mm 全壊 2、一部損壊 5 避難勧告発令（秋山地区全域除く、市内全域 9,345 世帯、21,933 人） 避難指示（緊急）発令（秋山地区全域 598 世帯、1,637 人） 大雨特別警報発令 特定非常災害特別措置法に基づく「特定非常災害」に指定 道路河川被害 113、土砂崩落被害 59 避難所 14 施設、270 世帯、588 人	
2020（令和2）9.5～7	台風 10 号	土砂崩れ 5、道路河川被害 9	

3-2 異常気象時における道路等通行規制基準

第1 道路

1 一般国道

路線名	管理事務所名 (連絡先電話番号)	規制区間		規制条件 (通行止) 連続雨量 mm	危険内容	迂回路
		区間	延長 (km)			
国道 20 号	国土交通省甲府河川 国道事務所大月出張 所 (0554-22-2411)	上野原市井戸尻～ 上野原市腰巻	0.6	250mm	土砂崩落	中央高速 自動車道
〃	〃	上野原市四方津～ 大月市梁川町新倉	1.5	200mm	土砂崩落、落 石	〃

2 主要地方道

路線名	管理事務所名 (連絡先電話番号)	規制区間		規制条件 (通行止) 連続雨量 mm	危険内容	迂回路
		区間	延長 (km)			
主要地方 道上野原 丹波山線	富士東部建設事務所 (0554-22-7814)	上野原市西原字飯尾～ 北都留郡小菅村はいま ぜ地内	7.4	100mm	土砂崩落、 落石	なし
〃	〃	上野原市桐原字沢渡～ 上野原市西原字初戸	3.5	100m	土砂崩落、 落石、路肩 決壊	なし

第2 鉄道（JRの運行規制基準）

災害種別	列車の運行規制内容							
強風	風速毎秒 25 メートル以上になったことを認めた時は、一時列車の運転を中止する。							
豪雨	以下の場合は、運転を中止する。							
	連続雨量 mm	120 未満	150 未満	120～200	200～400	400 以上	450 以上	
	時間雨量 mm	40	35	25	5	0	0	
地震	韮崎－新府間は、6 カイン（震度 4 相当）以上で列車の運転を中止する。 上記以外は、12 カイン（震度 4.5 相当）以上で列車の運転を中止する。							

3-3 重要水防区域

河川名	大字	字	岸別	延長 (m)	階級	種別	注意を要する理由	水防倉庫	番号
鶴川	西原	飯尾地内	右	200	b	洗掘箇所	護岸老朽	大月市水防倉庫	6-46
〃	新田倉	墓地下	左	200	b	〃	〃	富士・東部建設事務所水防倉庫	6-48
〃	八米	八米橋上	左右	300 300	b b	〃	天然河岸崩壊	〃	6-49
〃	松留	国道鶴川橋上下	右	100	b	〃	〃	〃	6-50
〃	鶴川	県道鶴川橋下	左	40	b	水衝箇所	〃	〃	6-51
仲間川	芦垣	大門橋下	左	100	b	〃	堤防高不足	〃	6-52
〃	〃	堰地下	左	100	b	〃	〃	〃	6-53
〃	桑久保	みたけ橋下	左	100	b	〃	〃	〃	6-54
〃	大曾根	大鶴小学校前	左右	40 40	b b	堤防高 洗掘箇所	天然河岸崩壊 堤防高不足	〃	6-55
秋山川	神野	中河原	左	250	b	堤防高	堤防断面不足	富士・東部建設事務所住吉水防倉庫	6-69
〃	栗谷	小学校前	右	200	a	〃	〃	〃	6-70
〃	大地	大地橋上	左	70	b	〃	〃	〃	6-71
〃	寺下	人家裏	右	70	b	〃	〃	〃	6-72
〃	〃	商店前	右	100	b	〃	護岸老朽	〃	6-73
安寺沢川	安寺沢	高橋	左右	225 225	b b	〃	〃	〃	6-74
金山川	金山	集落下	左右	75 75	b b	〃	〃	〃	6-75

3-4 地すべり防止区域

林務関係（林野庁所管）			土木関係（国土交通省所管）		
箇所	面積	区域名	箇所	面積	区域名
5	71.97ha	登下、桑久保、夏地、上夏地、大倉	1	25.71ha	藤尾

3-5 急傾斜地崩壊危険区域

指定区域名	大字	字	指定年月日	指定番号	指定面積	指定保全戸数
桑久保日向	桑久保	日向和田他	昭53.3.23	0098	2.50ha	7戸
荻野	野田尻	御伊勢ノ沢他	平4.10.15	0411	0.67ha	6戸
秋山支所裏	秋山	日向海戸	昭57.4.8	0187	2.31ha	12戸
秋山支所裏	〃	日向海戸他	昭58.7.14	0363	0.33ha	2戸
秋山支所裏	〃	南仏他	昭63.9.5	0410	0.52ha	3戸
鶴島	鶴島	駒門	平17.2.28	0096	0.32ha	7戸
大野	大野	戸の漆ふつ田川尻	平17.3.31	0191	0.11ha	5戸
八ツ沢	八ツ沢	堂尾根	平18.3.2	0121	0.58ha	26戸
八ツ沢の2	八ツ沢	上村	平28.3.10	0086	0.202ha	16戸
八ツ沢の2	八ツ沢	上村	平30.9.13	0279	0.015ha	2戸
松留3	松留	上馬船	令1.8.1	0063	0.08ha	31戸
奥平の3	四方津	奥平道下	令3.7.1	0193	0.226ha	6戸
原-2	秋山	小和田原	令4.3.7	0044	0.09ha	0戸
大野	大野	ふつ田、利尻	令4.5.29	0154	0.01ha	5戸
計	10				7.963ha	128戸

3-6 土砂災害警戒区域

第1 急傾斜地の崩壊

番号	区域名	特別警戒	概ねの位置 (大字)	告示日 (告示番号)	番号	区域名	特別警戒	概ねの位置 (大字)	告示日 (告示番号)
1	大沢	○	犬目及び大野	H18. 2. 27 (106)	51	新田倉の4-3	○	上野原	H18. 6. 29 (357)
2	大田	○	大野	H18. 2. 27 (106)	52	新田倉	○	上野原	H18. 6. 29 (357)
3	日留野-1	○	大野	H18. 2. 27 (106)	53	新町三丁目-1	○	上野原	H18. 6. 29 (357)
4	日留野-2	○	大野	H18. 2. 27 (106)	54	新町三丁目-2	○	上野原	H18. 6. 29 (357)
5	矢坪-1	○	大野	H18. 2. 27 (106)	55	新町三丁目-3	○	上野原	H18. 6. 29 (357)
6	矢坪-2	○	大野	H18. 2. 27 (106)	56	奈須部Ⅱ	○	上野原	H18. 6. 29 (357)
7	新田Ⅱ	○	大野	H18. 2. 27 (106)	57	奈須部Ⅱの2-1	○	上野原	H18. 6. 29 (357)
8	東大野Ⅱ	○	大野	H18. 2. 27 (106)	58	奈須部Ⅱの2-2	○	上野原	H18. 6. 29 (357)
9	西大野Ⅱ	○	大野	H18. 2. 27 (106)	59	奈須部Ⅱの2-3	○	上野原	H18. 6. 29 (357)
10	東大野Ⅱの2	○	大野	H18. 2. 27 (106)	60	塚場Ⅱ-1	○	上野原	H18. 6. 29 (357)
11	高橋	○	大野	H18. 2. 27 (106)	61	塚場Ⅱ-2	○	上野原	H18. 6. 29 (357)
12	談合坂Ⅱ	○	大野	H18. 2. 27 (106)	62	西原Ⅱ	○	上野原	H18. 6. 29 (357)
13	大野	○	大野	H18. 2. 27 (106)	63	西原Ⅱの2	○	上野原	H18. 6. 29 (357)
14	奈須部-1	○	上野原	H18. 6. 29 (357)	64	新井Ⅱ	○	上野原	H18. 6. 29 (357)
15	奈須部-2	○	上野原	H18. 6. 29 (357)	65	新井Ⅱの2	○	上野原	H18. 6. 29 (357)
16	奈須部-3	○	上野原	H18. 6. 29 (357)	66	向風Ⅱ-1	○	上野原	H18. 6. 29 (357)
17	奈須部-4	○	上野原	H18. 6. 29 (357)	67	向風Ⅱ-2	○	上野原	H18. 6. 29 (357)
18	奈須部-5	○	上野原	H18. 6. 29 (357)	68	向風Ⅱ-3	○	上野原	H18. 6. 29 (357)
19	奈須部-6	○	上野原	H18. 6. 29 (357)	69	奈須部Ⅲ	○	上野原	H18. 6. 29 (357)
20	諏訪	○	上野原	H18. 6. 29 (357)	70	諏訪Ⅲ	○	上野原	H18. 6. 29 (357)
21	諏訪の4	○	上野原	H18. 6. 29 (357)	71	小沢Ⅲ	○	上野原	H18. 6. 29 (357)
22	諏訪の2-1	○	上野原	H18. 6. 29 (357)	72	奈須部の2	○	上野原	H18. 6. 29 (357)
23	諏訪の2-2	○	上野原	H18. 6. 29 (357)	73	下新田	○	新田	H19. 7. 9 (268)
24	諏訪の5	○	上野原	H18. 6. 29 (357)	74	田代-1	○	鶴島	H19. 7. 9 (268)
25	諏訪の3	○	上野原	H18. 6. 29 (357)	75	田代-2		鶴島	H19. 7. 9 (268)
26	向風	○	上野原	H18. 6. 29 (357)	76	黒ノ木		鶴島	H19. 7. 9 (268)
27	向風の2	○	上野原	H18. 6. 29 (357)	77	中原	○	鶴島	H19. 7. 9 (268)
28	向風の3-1	○	上野原	H18. 6. 29 (357)	78	下田野入	○	鶴島	H19. 7. 9 (268)
29	向風の3-2	○	上野原	H18. 6. 29 (357)	79	鶴川	○	鶴川	H19. 7. 9 (268)
30	山風呂・山風呂Ⅲ	○	上野原	H18. 6. 29 (357)	80	新田-1	○	新田	H19. 7. 9 (268)
31	山風呂	○	上野原	H18. 6. 29 (357)	81	新田-2	○	新田	H19. 7. 9 (268)
32	八米-1	○	上野原	H18. 6. 29 (357)	82	新田-3	○	新田	H19. 7. 9 (268)
33	八米-2		上野原	H18. 6. 29 (357)	83	新田-4	○	新田	H19. 7. 9 (268)
34	八米-3	○	上野原	H18. 6. 29 (357)	84	新田-5	○	新田	H19. 7. 9 (268)
35	八米の2-1	○	上野原	H18. 6. 29 (357)	85	新田-6	○	新田	H19. 7. 9 (268)
36	八米の2-2	○	上野原	H18. 6. 29 (357)	86	新田-7	○	新田	H19. 7. 9 (268)
37	新井の3	○	上野原	H18. 6. 29 (357)	87	駒門	○	鶴島	H19. 7. 9 (268)
38	小沢	○	上野原	H18. 6. 29 (357)	88	南区	○	鶴島	H19. 7. 9 (268)
39	新田倉の2-1	○	上野原	H18. 6. 29 (357)	89	駒門の2	○	鶴島	H19. 7. 9 (268)
40	新田倉の2-2	○	上野原	H18. 6. 29 (357)	90	西区-1	○	鶴島	H19. 7. 9 (268)
41	新町-1	○	上野原	H18. 6. 29 (357)	91	西区-2	○	鶴島	H19. 7. 9 (268)
42	新町-2	○	上野原	H18. 6. 29 (357)	92	坂下	○	鶴島	H19. 7. 9 (268)
43	新町の2-1		上野原	H18. 6. 29 (357)	93	落合	○	鶴島	H19. 7. 9 (268)
44	新町の2-2	○	上野原	H18. 6. 29 (357)	94	上新田-1	○	新田	H19. 7. 9 (268)
45	新田倉の3-1	○	上野原	H18. 6. 29 (357)	95	上新田-2	○	新田	H19. 7. 9 (268)
46	新田倉の3-2	○	上野原	H18. 6. 29 (357)	96	上新田-3	○	新田	H19. 7. 9 (268)
47	新田倉の3-3	○	上野原	H18. 6. 29 (357)	97	小倉	○	大曾根	H19. 7. 9 (268)
48	新田倉の3-4	○	上野原	H18. 6. 29 (357)	98	大倉-1	○	大倉	H19. 7. 9 (268)
49	新田倉の4-1	○	上野原	H18. 6. 29 (357)	99	大倉-2	○	大倉	H19. 7. 9 (268)
50	新田倉の4-2	○	上野原	H18. 6. 29 (357)	100	大倉-3	○	大倉	H19. 7. 9 (268)

番号	区域名	特別警戒	概ねの位置 (大字)	告示日 (告示番号)	番号	区域名	特別警戒	概ねの位置 (大字)	告示日 (告示番号)
101	大倉-4	○	大倉	H19. 7. 9(268)	151	増原Ⅲ	○	和見	H19. 7. 9(268)
102	大曽根	○	大曽根	H19. 7. 9(268)	152	西不老Ⅲ	○	桑久保	H19. 7. 9(268)
103	黒ノ木Ⅱ	○	鶴島	H19. 7. 9(268)	153	蟹窪	○	無生野	H21. 3. 9(78)
104	松葉Ⅱ		鶴島	H19. 7. 9(268)	154	丹保向	○	浜沢	H21. 3. 9(78)
105	小倉Ⅱ	○	大曽根	H19. 7. 9(268)	155	浜沢-1	○	浜沢	H21. 3. 9(78)
106	飯米場Ⅱ	○	鶴島	H19. 7. 9(268)	156	浜沢-2	○	浜沢	H21. 3. 9(78)
107	駒門Ⅱ	○	鶴島	H19. 7. 9(268)	157	浜沢小	○	浜沢	H21. 3. 9(78)
108	駒門Ⅲ	○	鶴島	H19. 7. 9(268)	158	浜沢	○	浜沢	H21. 3. 9(78)
109	棚頭の2	○	野田尻	H19. 7. 9(268)	159	上尾崎	○	尾崎	H21. 3. 9(78)
110	棚頭	○	野田尻	H19. 7. 9(268)	160	板崎	○	板崎	H21. 3. 9(78)
111	荻野の2	○	野田尻	H19. 7. 9(268)	161	遠所	○	遠所	H21. 3. 9(78)
112	荻野-1		野田尻	H19. 7. 9(268)	162	片畑Ⅱ	○	無生野	H21. 3. 9(78)
113	荻野-2	○	野田尻	H19. 7. 9(268)	163	片畑Ⅱの2	○	無生野	H21. 3. 9(78)
114	荻野-3	○	野田尻	H19. 7. 9(268)	164	藤の田Ⅱ	○	無生野	H21. 3. 9(78)
115	古屋戸-1	○	桑久保	H19. 7. 9(268)	165	中島Ⅱ	○	無生野	H21. 3. 9(78)
116	古屋戸-2	○	桑久保	H19. 7. 9(268)	166	浜沢Ⅱの2	○	浜沢	H21. 3. 9(78)
117	桑久保	○	桑久保	H19. 7. 9(268)	167	浜沢Ⅱの4	○	浜沢	H21. 3. 9(78)
118	野田尻	○	野田尻	H19. 7. 9(268)	168	寺下Ⅱ	○	寺下	H21. 3. 9(78)
119	平呂	○	桑久保	H19. 7. 9(268)	169	寺下Ⅱの2	○	寺下	H21. 3. 9(78)
120	平呂の2	○	桑久保	H19. 7. 9(268)	170	寺下Ⅱの3	○	板崎	H21. 3. 9(78)
121	和見	○	和見	H19. 7. 9(268)	171	寺下Ⅱの4	○	板崎	H21. 3. 9(78)
122	芦垣	○	芦垣	H19. 7. 9(268)	172	遠所Ⅱ	○	遠所	H21. 3. 9(78)
123	芦垣の2	○	芦垣	H19. 7. 9(268)	173	片畑	○	無生野	H21. 3. 9(78)
124	和見Ⅱ	○	和見	H19. 7. 9(268)	174	原	○	原	H21. 3. 9(78)
125	芦垣Ⅱ	○	芦垣	H19. 7. 9(268)	175	尾崎Ⅲ	○	原	H21. 3. 9(78)
126	瀬淵Ⅱ	○	桑久保	H19. 7. 9(268)	176	原Ⅲ	○	原	H21. 3. 9(78)
127	瀬淵Ⅱの2	○	桑久保	H19. 7. 9(268)	177	原Ⅲの2	○	原	H21. 3. 9(78)
128	大久保Ⅱ	○	桑久保	H19. 7. 9(268)	178	尾崎Ⅲの2	○	尾崎	H21. 3. 9(78)
129	中風呂Ⅱ	○	桑久保	H19. 7. 9(268)	179	寺下Ⅲ	○	寺下	H21. 3. 9(78)
130	野田尻Ⅱ	○	野田尻	H19. 7. 9(268)	180	寺下Ⅲの2	○	板崎	H21. 3. 9(78)
131	古屋戸Ⅱ	○	桑久保	H19. 7. 9(268)	181	松留	○	松留	H21. 3. 9(78)
132	古屋戸Ⅱの2-1	○	桑久保	H19. 7. 9(268)	182	松留2-1	○	松留	H21. 3. 9(78)
133	古屋戸Ⅱの2-2	○	桑久保	H19. 7. 9(268)	183	松留2-2	○	松留	H21. 3. 9(78)
134	中風呂Ⅱの2	○	桑久保	H19. 7. 9(268)	184	松留2-3	○	松留	H21. 3. 9(78)
135	西不老Ⅱの2	○	桑久保	H19. 7. 9(268)	185	松留3	○	松留	H21. 3. 9(78)
136	西不老Ⅱ-1	○	桑久保	H19. 7. 9(268)	186	松留4	○	松留	H21. 3. 9(78)
137	西不老Ⅱ-2	○	桑久保	H19. 7. 9(268)	187	牧野道	○	四方津	H21. 3. 9(78)
138	荻野Ⅱ	○	野田尻	H19. 7. 9(268)	188	牧野道下	○	四方津	H21. 3. 9(78)
139	荻野Ⅱの2	○	野田尻	H19. 7. 9(268)	189	久保	○	四方津	H21. 3. 9(78)
140	殿地Ⅱ-1	○	野田尻	H19. 7. 9(268)	190	千足-1	○	川合	H21. 3. 9(78)
141	殿地Ⅱ-2	○	野田尻	H19. 7. 9(268)	191	千足-2	○	川合	H21. 3. 9(78)
142	久保Ⅱ	○	野田尻	H19. 7. 9(268)	192	千足の2-1	○	川合	H21. 3. 9(78)
143	棚頭Ⅱ	○	野田尻	H19. 7. 9(268)	193	千足の2-2	○	川合	H21. 3. 9(78)
144	棚頭Ⅱの2	○	野田尻	H19. 7. 9(268)	194	当月	○	四方津	H21. 3. 9(78)
145	西Ⅱ	○	野田尻	H19. 7. 9(268)	195	仲居下	○	四方津	H21. 3. 9(78)
146	入Ⅱ	○	野田尻	H19. 7. 9(268)	196	コモア四方津二丁目	○	四方津	H21. 3. 9(78)
147	入Ⅱの2	○	野田尻	H19. 7. 9(268)	197	コモア四方津二丁目 の2	○	四方津	H21. 3. 9(78)
148	奥山Ⅱ	○	野田尻	H19. 7. 9(268)	198	コモア四方津二丁目 の4	○	四方津	H21. 3. 9(78)
149	奥山Ⅱの2	○	野田尻	H19. 7. 9(268)	199	奥平の2	○	四方津	H21. 3. 9(78)
150	奥山Ⅱの3	○	野田尻	H19. 7. 9(268)	200	奥平の3	○	四方津	H21. 3. 9(78)

番号	区域名	特別警戒	概ねの位置 (大字)	告示日 (告示番号)	番号	区域名	特別警戒	概ねの位置 (大字)	告示日 (告示番号)
201	奥平	○	四方津	H21. 3. 9(78)	251	小伏Ⅱ-2	○	桐原字小伏	H23. 8. 4(307)
202	奥平の4-1	○	四方津	H21. 3. 9(78)	252	小伏Ⅱの3	○	桐原字小伏	H23. 8. 4(307)
203	奥平の4-2	○	四方津	H21. 3. 9(78)	253	小伏Ⅱの4	○	桐原字小伏	H23. 8. 4(307)
204	奥平の4-3	○	四方津	H21. 3. 9(78)	254	井戸Ⅱ	○	桐原字井戸	H23. 8. 4(307)
205	川合	○	川合	H21. 3. 9(78)	255	井戸Ⅱの2-1	○	桐原字井戸	H23. 8. 4(307)
206	仲山Ⅱ	○	八ツ沢	H21. 3. 9(78)	256	井戸Ⅱの2-2	○	桐原字井戸	H23. 8. 4(307)
207	千足Ⅱ	○	川合	H21. 3. 9(78)	257	井戸Ⅱの2-3	○	桐原字井戸	H23. 8. 4(307)
208	コモア四方津二丁目Ⅲ-1	○	四方津	H21. 3. 9(78)	258	新屋Ⅱ-1	○	桐原字新屋	H23. 8. 4(307)
209	コモア四方津二丁目Ⅲ-2	○	四方津	H21. 3. 9(78)	259	新屋Ⅱ-2	○	桐原字新屋	H23. 8. 4(307)
210	奥平Ⅲ	○	四方津	H21. 3. 9(78)	260	小和田Ⅱ-1	○	桐原字小和田	H23. 8. 4(307)
211	川合Ⅲ	○	川合	H21. 3. 9(78)	261	小和田Ⅱ-2	○	桐原字小和田	H23. 8. 4(307)
212	大垣外の2・大垣外Ⅲ	○	桐原字大垣外	H23. 8. 4(307)	262	小和田Ⅱ-3	○	桐原字小和田	H23. 8. 4(307)
213	大垣外	○	桐原字大垣外	H23. 8. 4(307)	263	用竹Ⅱ	○	桐原字用竹	H23. 8. 4(307)
214	猪丸-1	○	桐原字猪丸	H23. 8. 4(307)	264	用竹Ⅱの2	○	桐原字用竹	H23. 8. 4(307)
215	猪丸-2	○	桐原字猪丸	H23. 8. 4(307)	265	用竹Ⅱの3-1	○	桐原字用竹	H23. 8. 4(307)
216	日原-1	○	桐原字日原	H23. 8. 4(307)	266	用竹Ⅱの3-2	○	桐原字用竹	H23. 8. 4(307)
217	日原-2	○	桐原字日原	H23. 8. 4(307)	267	今野Ⅱ	○	桐原字今野	H23. 8. 4(307)
218	猪丸の3	○	桐原字猪丸	H23. 8. 4(307)	268	墓村Ⅱ-1	○	桐原字墓村	H23. 8. 4(307)
219	猪丸の2	○	桐原字猪丸	H23. 8. 4(307)	269	墓村Ⅱ-2	○	桐原字墓村	H23. 8. 4(307)
220	神戸・神戸Ⅲ-1	○	桐原字神戸	H23. 8. 4(307)	270	墓村Ⅱの2	○	桐原字墓村	H23. 8. 4(307)
221	神戸・神戸Ⅲ-2	○	桐原字神戸	H23. 8. 4(307)	271	尾続Ⅱ-1	○	桐原字尾続	H23. 8. 4(307)
222	椿・椿の2-1	○	桐原字椿	H23. 8. 4(307)	272	尾続Ⅱ-2	○	桐原字尾続	H23. 8. 4(307)
223	椿・椿の2-2	○	桐原字椿	H23. 8. 4(307)	273	尾続Ⅱの2-1	○	桐原字尾続	H23. 8. 4(307)
224	桐坪の2-1	○	桐原字桐坪	H23. 8. 4(307)	274	尾続Ⅱの2-2	○	桐原字尾続	H23. 8. 4(307)
225	桐坪の2-2	○	桐原字桐坪	H23. 8. 4(307)	275	登下Ⅱ-1	○	桐原字登下	H23. 8. 4(307)
226	桐坪の2-3	○	桐原字桐坪	H23. 8. 4(307)	276	登下Ⅱ-2	○	桐原字登下	H23. 8. 4(307)
227	桐坪の2-4	○	桐原字桐坪	H23. 8. 4(307)	277	登下Ⅱの2-1	○	桐原字登下	H23. 8. 4(307)
228	日原の2	○	桐原字日原	H23. 8. 4(307)	278	登下Ⅱの2-2	○	桐原字登下	H23. 8. 4(307)
229	小伏-1	○	桐原字小伏	H23. 8. 4(307)	279	大垣外Ⅲの2-1	○	桐原字大垣外	H23. 8. 4(307)
230	小伏-2	○	桐原字小伏	H23. 8. 4(307)	280	大垣外Ⅲの2-2	○	桐原字大垣外	H23. 8. 4(307)
231	小伏-3	○	桐原字小伏	H23. 8. 4(307)	281	椿Ⅲ	○	桐原字椿	H23. 8. 4(307)
232	新屋-1	○	桐原字新屋	H23. 8. 4(307)	282	黒田Ⅲ	○	桐原字黒田	H23. 8. 4(307)
233	新屋-2		桐原字新屋	H23. 8. 4(307)	283	黒田Ⅲの2	○	桐原字黒田	H23. 8. 4(307)
234	新屋-3	○	桐原字新屋	H23. 8. 4(307)	284	用竹Ⅲ-2	○	桐原字用竹	H23. 8. 4(307)
235	今野-1	○	桐原字今野	H23. 8. 4(307)	285	大地	○	秋山大地	H23. 8. 4(307)
236	今野-2	○	桐原字今野	H23. 8. 4(307)	286	栗谷-1	○	秋山栗谷	H23. 8. 4(308)
237	今野-3	○	桐原字今野	H23. 8. 4(307)	287	栗谷-2		秋山栗谷	H23. 8. 4(308)
238	今野-4	○	桐原字今野	H23. 8. 4(307)	288	栗谷-3	○	秋山栗谷	H23. 8. 4(308)
239	尾続の2-1	○	桐原字尾続	H23. 8. 4(307)	289	栗谷-4	○	秋山栗谷	H23. 8. 4(308)
240	尾続の2-2	○	桐原字尾続	H23. 8. 4(307)	290	中野-1	○	秋山中野	H23. 8. 4(308)
241	大垣外向Ⅱ	○	桐原字大垣外向	H23. 8. 4(307)	291	中野-2	○	秋山中野	H23. 8. 4(308)
242	日原Ⅱ-1	○	桐原字日原	H23. 8. 4(307)	292	中野-3	○	秋山中野	H23. 8. 4(308)
243	日原Ⅱ-2	○	桐原字日原	H23. 8. 4(307)	293	中野-4	○	秋山中野	H23. 8. 4(308)
244	日原Ⅱ-3	○	桐原字日原	H23. 8. 4(307)	294	中野-5	○	秋山中野	H23. 8. 4(308)
245	猪丸Ⅱ	○	桐原字猪丸	H23. 8. 4(307)	295	役場裏	○	秋山中野	H23. 8. 4(308)
246	椿Ⅱ-1	○	桐原字椿	H23. 8. 4(307)	296	神野	○	秋山神野	H23. 8. 4(308)
247	椿Ⅱ-2	○	桐原字椿	H23. 8. 4(307)	297	小和田海戸	○	秋山小和田	H23. 8. 4(308)
248	小伏Ⅱの2-1	○	桐原字小伏	H23. 8. 4(307)	298	原-1	○	秋山小和田	H23. 8. 4(308)
249	小伏Ⅱの2-2	○	桐原字小伏	H23. 8. 4(307)	299	原-2	○	秋山小和田	H23. 8. 4(308)
250	小伏Ⅱ-1	○	桐原字小伏	H23. 8. 4(307)	300	原-3	○	秋山小和田	H23. 8. 4(308)

番号	区域名	特別警戒	概ねの位置 (大字)	告示日 (告示番号)	番号	区域名	特別警戒	概ねの位置 (大字)	告示日 (告示番号)
301	古福志居海戸-1	○	秋山古福志	H23. 8. 4(308)	351	阿寺沢-2	○	西原字阿寺沢	H23. 8. 8(309)
302	古福志居海戸-2		秋山古福志	H23. 8. 4(308)	352	腰掛の2-1	○	西原字腰掛	H23. 8. 8(309)
303	古福志居海戸-3	○	秋山古福志	H23. 8. 4(308)	353	腰掛の2-2	○	西原字腰掛	H23. 8. 8(309)
304	東海戸	○	秋山古福志	H23. 8. 4(308)	354	腰掛の2-3	○	西原字腰掛	H23. 8. 8(309)
305	桜井下平	○	秋山桜井	H23. 8. 4(308)	355	腰掛-1	○	西原字腰掛	H23. 8. 8(309)
306	一古沢	○	秋山一古沢	H23. 8. 4(308)	356	腰掛-2	○	西原字腰掛	H23. 8. 8(309)
307	高橋	○	秋山安寺沢	H23. 8. 4(308)	357	腰掛-3	○	西原字腰掛	H23. 8. 8(309)
308	嵯峨沢Ⅱ-1		秋山大地	H23. 8. 4(308)	358	初戸-1	○	西原字初戸	H23. 8. 8(309)
309	嵯峨沢Ⅱ-2	○	秋山大地	H23. 8. 4(308)	359	初戸-2	○	西原字初戸	H23. 8. 8(309)
310	嵯峨沢Ⅱ-3	○	秋山大地	H23. 8. 4(308)	360	梅久保	○	桐原字梅久保	H23. 8. 8(309)
311	栗谷Ⅱ	○	秋山栗谷	H23. 8. 4(308)	361	坂本-1	○	桐原字坂本	H23. 8. 8(309)
312	中野Ⅱ	○	秋山中野	H23. 8. 4(308)	362	坂本-2	○	桐原字坂本	H23. 8. 8(309)
313	海河原Ⅱ	○	秋山神野	H23. 8. 4(308)	363	小桐-1	○	桐原字小桐	H23. 8. 8(309)
314	中河原Ⅱ	○	秋山神野	H23. 8. 4(308)	364	小桐-2	○	桐原字小桐	H23. 8. 8(309)
315	神野Ⅱ-1	○	秋山神野	H23. 8. 4(308)	365	小桐-3	○	桐原字小桐	H23. 8. 8(309)
316	神野Ⅱ-2	○	秋山神野	H23. 8. 4(308)	366	芦瀬-1	○	桐原字芦瀬	H23. 8. 8(309)
317	神野Ⅱ-3		秋山神野	H23. 8. 4(308)	367	芦瀬-2	○	桐原字芦瀬	H23. 8. 8(309)
318	小和田原Ⅱ	○	秋山小和田	H23. 8. 4(308)	368	沢渡	○	桐原字沢渡	H23. 8. 8(309)
319	桜井Ⅱ	○	秋山桜井	H23. 8. 4(308)	369	沢渡の2	○	桐原字沢渡	H23. 8. 8(309)
320	松葉Ⅱ	○	秋山桜井	H23. 8. 4(308)	370	阿寺沢Ⅱ	○	西原字阿寺沢	H23. 8. 8(309)
321	金山Ⅱ-1	○	秋山金山	H23. 8. 4(308)	371	阿寺沢Ⅱの2-1	○	西原字阿寺沢	H23. 8. 8(309)
322	金山Ⅱ-2	○	秋山金山	H23. 8. 4(308)	372	阿寺沢Ⅱの2-2	○	西原字阿寺沢	H23. 8. 8(309)
323	金山Ⅱの2	○	秋山金山	H23. 8. 4(308)	373	阿寺沢Ⅱの3-1	○	西原字阿寺沢	H23. 8. 8(309)
324	金山Ⅱの3	○	秋山金山	H23. 8. 4(308)	374	阿寺沢Ⅱの3-2	○	西原字阿寺沢	H23. 8. 8(309)
325	金山Ⅱの4-1	○	秋山金山	H23. 8. 4(308)	375	平野田Ⅱ・平野田Ⅱの2	○	西原字平野田	H23. 8. 8(309)
326	金山Ⅱの4-2	○	秋山金山	H23. 8. 4(308)	376	中群Ⅱ-1	○	西原字中群	H23. 8. 8(309)
327	金山Ⅱの4-3	○	秋山金山	H23. 8. 4(308)	377	中群Ⅱ-2	○	西原字中群	H23. 8. 8(309)
328	富岡Ⅱ	○	秋山富岡	H23. 8. 4(308)	378	腰掛Ⅱ	○	西原字腰掛	H23. 8. 8(309)
329	犬橋Ⅱ	○	秋山富岡	H23. 8. 4(308)	379	腰掛Ⅱの2-1	○	西原字腰掛	H23. 8. 8(309)
330	犬橋Ⅱの2	○	秋山富岡	H23. 8. 4(308)	380	腰掛Ⅱの2-2	○	西原字腰掛	H23. 8. 8(309)
331	神有住Ⅱ	○	秋山富岡	H23. 8. 4(308)	381	真野Ⅱ-1	○	西原字真野	H23. 8. 8(309)
332	富岡Ⅱの2	○	秋山富岡	H23. 8. 4(308)	382	真野Ⅱ-2	○	西原字真野	H23. 8. 8(309)
333	安寺沢Ⅱ	○	秋山安寺沢	H23. 8. 4(308)	383	真野Ⅱの2	○	西原字真野	H23. 8. 8(309)
334	安寺沢Ⅱの2	○	秋山安寺沢	H23. 8. 4(308)	384	梅久保Ⅱ	○	桐原字梅久保	H23. 8. 8(309)
335	安寺沢Ⅱの3	○	秋山安寺沢	H23. 8. 4(308)	385	小桐Ⅱ	○	桐原字小桐	H23. 8. 8(309)
336	押出河原Ⅱ	○	秋山安寺沢	H23. 8. 4(308)	386	小桐Ⅱの2-1	○	桐原字小桐	H23. 8. 8(309)
337	押出河原Ⅱの2	○	秋山安寺沢	H23. 8. 4(308)	387	小桐Ⅱの2-2	○	桐原字小桐	H23. 8. 8(309)
338	押出河原Ⅱの3	○	秋山安寺沢	H23. 8. 4(308)	388	小桐Ⅱの1	○	桐原字小桐	H23. 8. 8(309)
339	高橋Ⅱ	○	秋山安寺沢	H23. 8. 4(308)	389	坂本Ⅱ-1	○	桐原字坂本	H23. 8. 8(309)
340	安寺沢Ⅱの4	○	秋山安寺沢	H23. 8. 4(308)	390	坂本Ⅱ-2	○	桐原字坂本	H23. 8. 8(309)
341	安寺沢Ⅱの5	○	秋山安寺沢	H23. 8. 4(308)	391	芦瀬Ⅱ	○	桐原字芦瀬	H23. 8. 8(309)
342	安寺沢Ⅱの6	○	秋山安寺沢	H23. 8. 4(308)	392	沢渡Ⅱ	○	桐原字沢渡	H23. 8. 8(309)
343	安寺沢Ⅱの7	○	秋山安寺沢	H23. 8. 4(308)	393	沢渡Ⅱの2	○	桐原字沢渡	H23. 8. 8(309)
344	安寺沢Ⅱの8	○	秋山安寺沢	H23. 8. 4(308)	394	阿寺沢Ⅲ	○	西原字阿寺沢	H23. 8. 8(309)
345	金山Ⅲ	○	秋山金山	H23. 8. 4(308)	395	平野田Ⅲ	○	西原字平野田	H23. 8. 8(309)
346	金山Ⅲの2	○	秋山金山	H23. 8. 4(308)	396	初戸Ⅲ	○	西原字初戸	H23. 8. 8(309)
347	古福志	○	秋山古福志	H23. 8. 4(308)	397	飯尾の2	○	西原飯尾	H23. 8. 8(310)
348	富岡	○	秋山富岡	H23. 8. 4(308)	398	飯尾	○	西原飯尾	H23. 8. 8(310)
349	海川原	○	秋山神野	H23. 8. 4(308)	399	飯尾の3-1	○	西原飯尾	H23. 8. 8(310)
350	阿寺沢-1	○	西原字阿寺沢	H23. 8. 8(309)	400	飯尾の3-2	○	西原飯尾	H23. 8. 8(310)

番号	区域名	特別警戒	概ねの位置 (大字)	告示日 (告示番号)	番号	区域名	特別警戒	概ねの位置 (大字)	告示日 (告示番号)
401	原	○	西原原	H23. 8. 8(310)	451	東海戸の 2	○	秋山	H23. 8. 11(318)
402	原の 2-1	○	西原原	H23. 8. 8(310)	452	小和田原の 2	○	秋山	H23. 8. 11(318)
403	原の 2-2	○	西原原	H23. 8. 8(310)	453	小和田原の 3	○	秋山	H23. 8. 11(318)
404	郷原	○	西原郷原	H23. 8. 8(310)	454	小和田原の 4	○	秋山	H23. 8. 11(318)
405	郷原の 2	○	西原郷原	H23. 8. 8(310)	455	小和田海戸の 2	○	秋山	H23. 8. 11(318)
406	下城	○	西原下城	H23. 8. 8(310)	456	小和田海戸の 3	○	秋山	H23. 8. 11(318)
407	扁盃	○	西原扁盃	H23. 8. 8(310)	457	小和田海戸の 4	○	秋山	H23. 8. 11(318)
408	扁盃の 2	○	西原扁盃	H23. 8. 8(310)	458	神野の 2	○	秋山	H23. 8. 11(318)
409	田和-1	○	西原田和	H23. 8. 8(310)	459	蟹窪の 2	○	秋山	H23. 8. 11(318)
410	田和-2	○	西原田和	H23. 8. 8(310)	460	郷原の 3	○	西原	H23. 8. 11(318)
411	田和の 2	○	西原田和	H23. 8. 8(310)	461	六藤の 2	○	西原	H23. 8. 11(318)
412	六藤	○	西原六藤	H23. 8. 8(310)	462	六藤の 3	○	西原	H23. 8. 11(318)
413	藤尾の 1	○	西原藤尾	H23. 8. 8(310)	463	阿寺沢の 2	○	西原	H23. 8. 11(318)
414	藤尾の 3	○	西原藤尾	H23. 8. 8(310)	464	真野	○	桐原	H23. 8. 11(318)
415	藤尾の 2-1	○	西原藤尾	H23. 8. 8(310)	465	真野の 2	○	桐原	H23. 8. 11(318)
416	藤尾の 2-2	○	西原藤尾	H23. 8. 8(310)	466	芦瀬の 2	○	桐原	H23. 8. 11(318)
417	藤尾の 2-3	○	西原藤尾	H23. 8. 8(310)	467	芦瀬の 3	○	桐原	H23. 8. 11(318)
418	飯尾Ⅱ	○	西原飯尾	H23. 8. 8(310)	468	芦瀬の 4	○	桐原	H23. 8. 11(318)
419	飯尾Ⅱの 2-1	○	西原飯尾	H23. 8. 8(310)	469	黒田	○	桐原	H23. 8. 11(318)
420	飯尾Ⅱの 2-2	○	西原飯尾	H23. 8. 8(310)	470	飯尾の 4	○	飯尾の 4	R5. 1. 12(11)
421	飯尾Ⅱの 2-3	○	西原飯尾	H23. 8. 8(310)	471	原の 3	○	原の 3	R5. 1. 12(11)
422	飯尾 2 の 3	○	西原飯尾	H23. 8. 8(310)	472	原の 4	○	原の 4	R5. 1. 12(11)
423	原Ⅱ	○	西原原	H23. 8. 8(310)	473	原の 5	○	原の 5	R5. 1. 12(11)
424	原Ⅱの 2	○	西原原	H23. 8. 8(310)	474	田和の 3	○	田和の 3	R5. 1. 12(11)
425	郷原Ⅱ	○	西原郷原	H23. 8. 8(310)	475	田和の 4	○	田和の 4	R5. 1. 12(11)
426	下城Ⅱ	○	西原下城	H23. 8. 8(310)	476	田和の 5	○	田和の 5	R5. 1. 12(11)
427	扁盃Ⅱ	○	西原扁盃	H23. 8. 8(310)	477	田和の 6	○	田和の 6	R5. 1. 12(11)
428	扁盃Ⅱの 2	○	西原扁盃	H23. 8. 8(310)	478	中群の 1	○	中群の 1	R5. 1. 12(11)
429	田和Ⅱ	○	西原田和	H23. 8. 8(310)	479	上平の 1	○	上平の 1	R5. 1. 12(11)
430	藤尾Ⅱ	○	西原藤尾	H23. 8. 8(310)	480	上平の 2	○	上平の 2	R5. 1. 12(11)
431	藤尾Ⅱの 2-1	○	西原藤尾	H23. 8. 8(310)	481	上平の 3	○	上平の 3	R5. 1. 12(11)
432	藤尾Ⅱの 2-2	○	西原藤尾	H23. 8. 8(310)	482	藤尾の 4	○	藤尾の 4	R5. 1. 12(11)
433	藤尾Ⅱの 2-3	○	西原藤尾	H23. 8. 8(310)	483	藤尾の 5	○	藤尾の 5	R5. 1. 12(11)
434	飯尾Ⅲ	○	西原飯尾	H23. 8. 8(310)	484	初戸の 1	○	初戸の 1	R5. 1. 12(11)
435	飯尾Ⅲの 2	○	西原飯尾	H23. 8. 8(310)	485	初戸の 2	○	初戸の 2	R5. 1. 12(11)
436	原Ⅲ-1	○	西原原	H23. 8. 8(310)	486	八ツ沢の 1	○	八ツ沢の 1	R5. 1. 12(11)
437	原Ⅲ-2	○	西原原	H23. 8. 8(310)	487	小桐	○	小桐	R5. 1. 12(11)
438	郷原Ⅲ	○	西原郷原	H23. 8. 8(310)	488	芦瀬	○	芦瀬	R5. 1. 12(11)
439	扁盃Ⅲ	○	西原扁盃	H23. 8. 8(310)	489	沢渡の 3	○	沢渡の 3	R5. 1. 12(11)
440	扁盃Ⅲの 2	○	西原扁盃	H23. 8. 8(310)	490	沢渡の 4	○	沢渡の 4	R5. 1. 12(11)
441	扁盃Ⅲの 3	○	西原扁盃	H23. 8. 8(310)	491	沢渡の 5	○	沢渡の 5	R5. 1. 12(11)
442	田和Ⅲ	○	西原田和	H23. 8. 8(310)	492	日原の 3	○	日原の 3	R5. 1. 12(11)
443	田和Ⅲの 2-1	○	西原田和	H23. 8. 8(310)	493	日原の 4	○	日原の 4	R5. 1. 12(11)
444	田和Ⅲの 2-2	○	西原田和	H23. 8. 8(310)	494	猪丸の 4	○	猪丸の 4	R5. 1. 12(11)
445	田和Ⅲの 3	○	西原田和	H23. 8. 8(310)	495	神戸	○	神戸	R5. 1. 12(11)
446	八ツ沢の 2	○	八ツ沢	H23. 8. 11(318)	496	桐坪	○	桐坪	R5. 1. 12(11)
447	松留の 5	○	松留	H23. 8. 11(318)	497	用竹の 1	○	用竹の 1	R5. 1. 12(11)
448	千足の 3	○	川合	H23. 8. 11(318)	498	用竹の 2	○	用竹の 2	R5. 1. 12(11)
449	千足の 4	○	川合	H23. 8. 11(318)	499	墓村	○	墓村	R5. 1. 12(11)
450	千足の 5	○	秋山	H23. 8. 11(318)	500	今野の 1	○	今野の 1	R5. 1. 12(11)

番号	区域名	特別警戒	概ねの位置 (大字)	告示日 (告示番号)	番号	区域名	特別警戒	概ねの位置 (大字)	告示日 (告示番号)
501	今野の2	○	今野の2	R5. 1. 12(11)	526	梅窪	○	梅窪	R5. 1. 12(11)
502	新屋	○	新屋	R5. 1. 12(11)	527	金子	○	金子	R5. 1. 12(11)
503	聖武連	○	聖武連	R5. 1. 12(11)	528	中原	○	中原	R5. 1. 12(11)
504	尾続の1	○	尾続の1	R5. 1. 12(11)	529	下原	○	下原	R5. 1. 12(11)
505	尾続の2	○	尾続の2	R5. 1. 12(11)	530	陽光台の1	○	陽光台の1	R5. 1. 12(11)
506	尾続の3	○	尾続の3	R5. 1. 12(11)	531	陽光台の2	○	陽光台の2	R5. 1. 12(11)
507	丸畑の1	○	丸畑の1	R5. 1. 12(11)	532	陽光台の3	○	陽光台の3	R5. 1. 12(11)
508	丸畑の2	○	丸畑の2	R5. 1. 12(11)	533	井戸尻	○	井戸尻	R5. 1. 12(11)
509	八米	○	八米	R5. 1. 12(11)	534	大櫓	○	大櫓	R5. 1. 12(11)
510	先祖の1	○	先祖の1	R5. 1. 12(11)	535	山竹	○	山竹	R5. 1. 12(11)
511	先祖の2	○	先祖の2	R5. 1. 12(11)	536	上野	○	上野	R5. 1. 12(11)
512	奈須部の3	○	奈須部の3	R5. 1. 12(11)	537	鶴川の2	○	鶴川の2	R5. 1. 12(11)
513	奈須部の4	○	奈須部の4	R5. 1. 12(11)	538	峯	○	峯	R5. 1. 12(11)
514	羽佐間	○	羽佐間	R5. 1. 12(11)	539	仲山	○	仲山	R5. 1. 12(11)
515	新町	○	新町	R5. 1. 12(11)	540	牧野の1	○	牧野の1	R5. 1. 12(11)
516	中和見	○	中和見	R5. 1. 12(11)	541	牧野の2	○	牧野の2	R5. 1. 12(11)
517	道上の1	○	道上の1	R5. 1. 12(11)	542	牧野の3	○	牧野の3	R5. 1. 12(11)
518	道上の2	○	道上の2	R5. 1. 12(11)	543	横吹の1	○	横吹の1	R5. 1. 12(11)
519	市道	○	市道	R5. 1. 12(11)	544	横吹の2	○	横吹の2	R5. 1. 12(11)
520	増原	○	増原	R5. 1. 12(11)	545	仲居下の2	○	仲居下の2	R5. 1. 12(11)
521	丹野原	○	丹野原	R5. 1. 12(11)	546	上ヶ原	○	上ヶ原	R5. 1. 12(11)
522	上和見沢	○	上和見沢	R5. 1. 12(11)	547	上栃穴の1	○	上栃穴の1	R5. 1. 12(11)
523	大久保	○	大久保	R5. 1. 12(11)	548	上栃穴の2	○	上栃穴の2	R5. 1. 12(11)
524	瀬淵	○	瀬淵	R5. 1. 12(11)	549	下栃穴	○	下栃穴	R5. 1. 12(11)
525	天神久保	○	天神久保	R5. 1. 12(11)	550	上野原工業団地	○	上野原工業団地	R5. 1. 12(11)

(注)「特別警戒」の欄の“○”は、特別警戒区域が含まれることを示す。

第2 土石流

番号	区域名	特別警戒	概ねの位置 (大字)	告示日 (告示番号)	番号	区域名	特別警戒	概ねの位置 (大字)	告示日 (告示番号)
1	大沢-1	○	犬目及び大野	H18. 2. 27(106)	25	大越路沢の6	○	上野原	H18. 6. 29(357)
2	大沢-2	○	犬目及び大野	H18. 2. 27(106)	26	奈須部南沢	○	上野原	H18. 6. 29(357)
3	大沢-3	○	犬目及び大野	H18. 2. 27(106)	27	奈須部沢	○	上野原	H18. 6. 29(357)
4	谷後沢-1		犬目及び大野	H18. 2. 27(106)	28	奈須部川	○	上野原	H18. 6. 29(357)
5	谷後沢-2	○	犬目及び大野	H18. 2. 27(106)	29	落合西沢	○	鶴島	H19. 7. 9(268)
6	谷後沢-3	○	犬目及び大野	H18. 2. 27(106)	30	坂下川左支川の1	○	鶴島	H19. 7. 9(268)
7	南米沢-1	○	大野	H18. 2. 27(106)	31	沢入川右支川	○	鶴島	H19. 7. 9(268)
8	南米沢-2	○	大野	H18. 2. 27(106)	32	沢入川		鶴島	H19. 7. 9(268)
9	土橋沢		犬目	H18. 2. 27(106)	33	東川	○	鶴島	H19. 7. 9(268)
10	西大野沢-1	○	大野	H18. 2. 27(106)	34	桑原沢		鶴島	H19. 7. 9(268)
11	西大野沢-2		大野	H18. 2. 27(106)	35	中丸沢		鶴島	H19. 7. 9(268)
12	東大野沢	○	大野	H18. 2. 27(106)	36	大門沢-1		大倉	H19. 7. 9(268)
13	日向沢	○	大野	H18. 2. 27(106)	37	大門沢-2		大倉	H19. 7. 9(268)
14	向風北沢-1	○	上野原	H18. 6. 29(357)	38	仲間沢右支川	○	大曾根	H19. 7. 9(268)
15	向風北沢-2	○	上野原	H18. 6. 29(357)	39	仲間沢左支川	○	大曾根	H19. 7. 9(268)
16	山風呂沢	○	上野原	H18. 6. 29(357)	40	橋古沢	○	大曾根	H19. 7. 9(268)
17	虎丸沢	○	上野原	H18. 6. 29(357)	41	節当沢	○	大曾根	H19. 7. 9(268)
18	水窪沢	○	上野原	H18. 6. 29(357)	42	落合中沢	○	鶴島	H19. 7. 9(268)
19	大堀川	○	上野原	H18. 6. 29(357)	43	落合東沢	○	鶴島	H19. 7. 9(268)
20	大房沢		上野原	H18. 6. 29(357)	44	坂下川右支川	○	鶴島	H19. 7. 9(268)
21	大越路沢の1	○	上野原	H18. 6. 29(357)	45	坂下川-1		鶴島	H19. 7. 9(268)
22	大越路沢の2	○	上野原	H18. 6. 29(357)	46	坂下川-2	○	鶴島	H19. 7. 9(268)
23	大越路沢の4	○	上野原	H18. 6. 29(357)	47	坂下川左支川の2		鶴島	H19. 7. 9(268)
24	大越路沢の5	○	上野原	H18. 6. 29(357)	48	西田野入西沢	○	鶴島	H19. 7. 9(268)

番号	区域名	特別警戒	概ねの位置 (大字)	告示日 (告示番号)	番号	区域名	特別警戒	概ねの位置 (大字)	告示日 (告示番号)
49	西田野入東沢	○	鶴島	H19. 7. 9(268)	102	千足川-1		川合	H21. 3. 9(78)
50	田野入沢	○	鶴島	H19. 7. 9(268)	103	千足川-2	○	川合	H21. 3. 9(78)
51	むじな沢-1		鶴島	H19. 7. 9(268)	104	千足川-3	○	川合	H21. 3. 9(78)
52	むじな沢-2	○	鶴島	H19. 7. 9(268)	105	今野沢	○	桐原字墓村	H23. 8. 4(307)
53	扇山沢		野田尻	H19. 7. 9(268)	106	神戸沢	○	桐原字用竹	H23. 8. 4(307)
54	紙漉戸沢	○	野田尻	H19. 7. 9(268)	107	下川	○	桐原字大垣外	H23. 8. 4(307)
55	久保入沢-1	○	野田尻	H19. 7. 9(268)	108	北沢川	○	桐原字猪丸	H23. 8. 4(307)
56	久保入沢-2	○	野田尻	H19. 7. 9(268)	109	三二山川	○	桐原字椿	H23. 8. 4(307)
57	堂ヶ沢	○	野田尻	H19. 7. 9(268)	110	椿沢		桐原字椿	H23. 8. 4(307)
58	蜜柑ヶ沢	○	桑久保	H19. 7. 9(268)	111	神庭沢		桐原字小伏	H23. 8. 4(307)
59	西川-1		桑久保	H19. 7. 9(268)	112	大畑沢	○	桐原字小伏	H23. 8. 4(307)
60	西川-2		桑久保	H19. 7. 9(268)	113	小伏沢	○	桐原字小伏	H23. 8. 4(307)
61	西川-3	○	桑久保	H19. 7. 9(268)	114	井戸川		桐原字井戸	H23. 8. 4(307)
62	寺之入沢	○	和見	H19. 7. 9(268)	115	用竹沢	○	桐原字用竹	H23. 8. 4(307)
63	和見川-1	○	和見	H19. 7. 9(268)	116	猪丸沢	○	桐原字猪丸	H23. 8. 4(307)
64	和見川-2	○	和見	H19. 7. 9(268)	117	小和田沢	○	桐原字小和田	H23. 8. 4(307)
65	戸津沢	○	板崎	H21. 3. 9(268)	118	押出沢		秋山安寺沢	H23. 8. 4(308)
66	金久保沢	○	板崎	H21. 3. 9(78)	119	安寺沢	○	秋山安寺沢	H23. 8. 4(308)
67	曾根沢	○	尾崎	H21. 3. 9(78)	120	馬久保沢	○	秋山栗谷	H23. 8. 4(308)
68	尾崎入沢	○	尾崎	H21. 3. 9(78)	121	後久保沢	○	秋山大地	H23. 8. 4(308)
69	高金沢		原	H21. 3. 9(78)	122	竹の沢	○	秋山中野	H23. 8. 4(308)
70	浜沢		浜沢	H21. 3. 9(78)	123	東竹の沢	○	秋山中野	H23. 8. 4(308)
71	棚の入沢-1		無生野	H21. 3. 9(78)	124	西浜沢		秋山神野	H23. 8. 4(308)
72	棚の入沢-2	○	無生野	H21. 3. 9(78)	125	南仏沢	○	秋山神野	H23. 8. 4(308)
73	奈良山川-1	○	無生野	H21. 3. 9(78)	126	寺の沢	○	秋山小和田	H23. 8. 4(308)
74	奈良山川-2	○	無生野	H21. 3. 9(78)	127	古福志沢	○	秋山古福志	H23. 8. 4(308)
75	奈良山川-3	○	無生野	H21. 3. 9(78)	128	金山沢-1		秋山金山	H23. 8. 4(308)
76	奈良山川-4	○	無生野	H21. 3. 9(78)	129	金山沢-2	○	秋山金山	H23. 8. 4(308)
77	藤の田沢		無生野	H21. 3. 9(78)	130	押出河原沢-1	○	秋山安寺沢	H23. 8. 4(308)
78	滝沢	○	無生野	H21. 3. 9(78)	131	押出河原沢-2	○	秋山安寺沢	H23. 8. 4(308)
79	鷺尾沢	○	浜沢	H21. 3. 9(78)	132	六海戸沢	○	秋山安寺沢	H23. 8. 4(308)
80	薬師堂沢	○	浜沢	H21. 3. 9(78)	133	海戸沢	○	秋山安寺沢	H23. 8. 4(308)
81	滝の入沢	○	浜沢	H21. 3. 9(78)	134	栗谷沢	○	秋山栗谷	H23. 8. 4(308)
82	高根沢	○	寺下	H21. 3. 9(78)	135	海河原沢	○	秋山神野	H23. 8. 4(308)
83	寺下沢	○	寺下	H21. 3. 9(78)	136	古福志西沢	○	秋山古福志	H23. 8. 4(308)
84	十王堂入沢-1	○	寺下	H21. 3. 9(78)	137	土沢		秋山桜井	H23. 8. 4(308)
85	十王堂入沢-2	○	寺下	H21. 3. 9(78)	138	阿寺沢川	○	西原字阿寺沢	H23. 8. 8(309)
86	下尾	○	原	H21. 3. 9(78)	139	梅久保沢		桐原字梅久保	H23. 8. 8(309)
87	サルイ沢	○	浜沢	H21. 3. 9(78)	140	日寄沢	○	桐原字小桐	H23. 8. 8(309)
88	寺下下沢	○	寺下	H21. 3. 9(78)	141	西沢-1	○	桐原字沢渡	H23. 8. 8(309)
89	大沢川	○	川合	H21. 3. 9(78)	142	西沢-2	○	桐原字沢渡	H23. 8. 8(309)
90	大川合沢	○	川合	H21. 3. 9(78)	143	鶴窪沢の3	○	桐原字沢渡	H23. 8. 8(309)
91	川合沢	○	川合	H21. 3. 9(78)	144	平野田沢-1	○	西原字平野田	H23. 8. 8(309)
92	呼戸沢-1	○	四方津	H21. 3. 9(78)	145	平野田沢-2	○	西原字平野田	H23. 8. 8(309)
93	呼戸沢-2	○	四方津	H21. 3. 9(78)	146	大羽根沢	○	西原飯尾	H23. 8. 8(310)
94	下奥平沢	○	四方津	H21. 3. 9(78)	147	飯尾川	○	西原飯尾	H23. 8. 8(310)
95	上奥平沢		四方津	H21. 3. 9(78)	148	方屋川-1	○	西原原	H23. 8. 8(310)
96	仲居沢	○	四方津	H21. 3. 9(78)	149	方屋川-2	○	西原原	H23. 8. 8(310)
97	今井沢-1	○	四方津	H21. 3. 9(78)	150	滝沢	○	西原郷原	H23. 8. 8(310)
98	今井沢-2		四方津	H21. 3. 9(78)	151	久野毛沢	○	西原郷原	H23. 8. 8(310)
99	中丸沢	○	四方津	H21. 3. 9(78)	152	間頭沢川		西原下城	H23. 8. 8(310)
100	寺山沢	○	四方津	H21. 3. 9(78)	153	沖沢川-1	○	西原下城	H23. 8. 8(310)
101	トツラ沢		川合	H21. 3. 9(78)	154	沖沢川-2	○	西原下城	H23. 8. 8(310)

番号	区域名	特別警戒	概ねの位置 (大字)	告示日 (告示番号)	番号	区域名	特別警戒	概ねの位置 (大字)	告示日 (告示番号)
155	扁盃川		西原扁盃	H23. 8. 8(310)	167	飯尾沢の1	○	西原	R5. 1. 12(11)
156	扁盃東沢	○	西原扁盃	H23. 8. 8(310)	168	飯尾沢の2	○	西原	R5. 1. 12(11)
157	むじな沢		西原田和	H23. 8. 8(310)	169	六藤沢の2	○	西原	R5. 1. 12(11)
158	上平沢	○	西原上平	H23. 8. 8(310)	170	今野沢の2	○	桐原	R5. 7. 20(190)
159	六藤沢	○	西原上平	H23. 8. 8(310)	171	用竹沢の2	○	桐原	R5. 7. 20(190)
160	藤尾西沢	○	西原藤尾	H23. 8. 8(310)	172	聖武連沢	○	桐原	R5. 7. 20(190)
161	藤尾沢	○	西原藤尾	H23. 8. 8(310)	173	新屋沢	○	桐原	R5. 7. 20(190)
162	阿寺沢南沢	○	西原	H23. 8. 11(318)	174	大越路沢の7	○	上野原	R5. 7. 20(190)
163	古福志東沢	○	秋山	H23. 8. 11(318)	175	上和見沢	○	桑久保	R5. 7. 20(190)
164	月夜野沢	○	秋山	H23. 8. 11(318)	176	梅窪沢	○	桑久保	R5. 7. 20(190)
165	滝淵沢	○	秋山	H23. 8. 11(318)	177	横吹沢	○	四方津	R5. 7. 20(190)
166	金波美沢		秋山	H23. 8. 11(318)	178	奥平道上沢	○	四方津	R5. 7. 20(190)

(注)「特別警戒」の欄の“○”は、特別警戒区域が含まれることを示す。

第3 地すべり

番号	区域名	特別警戒	概ねの位置 (大字)	告示日 (告示番号)	番号	区域名	特別警戒	概ねの位置 (大字)	告示日 (告示番号)
1	小沢-1		上野原	H18. 6. 29(357)	13	藤尾-3		西原藤尾	H23. 8. 8(310)
2	小沢-2		上野原	H18. 6. 29(357)	14	飯尾-1		西原飯尾	H23. 8. 8(310)
3	羽佐間-1		上野原	H18. 6. 29(357)	15	飯尾-2		西原飯尾	H23. 8. 8(310)
4	羽佐間-2		上野原	H18. 6. 29(357)	16	六藤-1		西原六藤	H23. 8. 8(310)
5	羽佐間-3		上野原	H18. 6. 29(357)	17	六藤-2		西原六藤	H23. 8. 8(310)
6	桜ヶ丘		上野原	H18. 6. 29(357)	18	六藤-3		西原六藤	H23. 8. 8(310)
7	大倉		大倉	H19. 7. 9(268)	19	登下-1		大倉	R3. 2. 1(24)
8	篠久保		新田	H19. 7. 9(268)	20	登下-2		大倉	R3. 2. 1(24)
9	諏訪		新田	H19. 7. 9(268)	21	夏地		西原	R3. 2. 1(24)
10	芦垣		芦垣	H19. 7. 9(268)	22	飯尾-4		西原	R5. 1. 12(11)
11	藤尾-1		西原藤尾	H23. 8. 8(310)	23	飯尾-5		西原	R5. 1. 12(11)
12	藤尾-2		西原藤尾	H23. 8. 8(310)					

3-7 山地災害危険地区

所管	市町村名	崩壊土砂流出	山腹崩壊	地すべり	合計
		箇所数	箇所数	箇所数	
富士・東部林務環境事務所	上野原市	214	41	8	263

第1 崩壊土砂流出危険地区

危険地区番号		位置		備考	危険地区番号		位置		備考
市町村	地区	市町村	大字、字		市町村	地区	市町村	大字、字	
212	1	上野原市	西原		212	41	上野原市	野田尻	
212	2	上野原市	西原		212	42	上野原市	野田尻	
212	3	上野原市	西原		212	43	上野原市	野田尻	
212	4	上野原市	西原		212	44	上野原市	野田尻	
212	5	上野原市	西原		212	45	上野原市	野田尻	
212	6	上野原市	西原		212	46	上野原市	野田尻	
212	7	上野原市	西原		212	47	上野原市	犬目	
212	8	上野原市	西原		212	48	上野原市	犬目	
212	9	上野原市	西原		212	49	上野原市	犬目	
212	10	上野原市	西原		212	50	上野原市	大野	
212	11	上野原市	西原		212	51	上野原市	野田尻	
212	12	上野原市	西原		212	52	上野原市	犬目	
212	13	上野原市	西原		212	53	上野原市	大野	
212	14	上野原市	西原		212	54	上野原市	大野	
212	15	上野原市	西原		212	55	上野原市	大野	
212	16	上野原市	西原		212	56	上野原市	大野	
212	17	上野原市	西原		212	57	上野原市	大野	
212	18	上野原市	西原		212	58	上野原市	梁川町新倉	
212	19	上野原市	西原		212	59	上野原市	四方津	
212	20	上野原市	西原		212	60	上野原市	四方津	
212	21	上野原市	西原		212	61	上野原市	大野	
212	22	上野原市	西原		212	62	上野原市	大野	
212	23	上野原市	西原		212	63	上野原市	大野	
212	24	上野原市	西原		212	64	上野原市	八ツ沢	
212	25	上野原市	西原		212	65	上野原市	野田尻	
212	26	上野原市	西原		212	66	上野原市	四方津	
212	27	上野原市	西原		212	67	上野原市	川合	
212	28	上野原市	西原		212	68	上野原市	川合	
212	29	上野原市	西原		212	69	上野原市	川合	
212	30	上野原市	西原		212	70	上野原市	川合	
212	31	上野原市	西原		212	71	上野原市	川合	
212	32	上野原市	西原		212	72	上野原市	秋山	
212	33	上野原市	西原		212	73	上野原市	秋山	
212	34	上野原市	西原		212	74	上野原市	秋山	
212	35	上野原市	西原		212	75	上野原市	秋山	
212	36	上野原市	西原		212	76	上野原市	秋山	
212	37	上野原市	西原		212	77	上野原市	秋山	
212	38	上野原市	西原		212	78	上野原市	秋山	
212	39	上野原市	西原		212	79	上野原市	秋山	
212	40	上野原市	西原		212	80	上野原市	秋山	

危険地区番号		位置		備考	危険地区番号		位置		備考
市町村	地区	市町村	大字、字		市町村	地区	市町村	大字、字	
212	81	上野原市	秋山		212	128	上野原市	秋山	
212	82	上野原市	秋山		212	129	上野原市	秋山	
212	83	上野原市	秋山		212	130	上野原市	秋山	
212	84	上野原市	秋山		212	131	上野原市	秋山	
212	85	上野原市	秋山		212	132	上野原市	秋山	
212	86	上野原市	秋山		212	133	上野原市	秋山	
212	87	上野原市	秋山		212	134	上野原市	秋山	
212	88	上野原市	秋山		212	135	上野原市	秋山	
212	89	上野原市	秋山		212	136	上野原市	秋山	
212	90	上野原市	秋山		212	137	上野原市	秋山	
212	91	上野原市	秋山		212	138	上野原市	秋山	
212	92	上野原市	秋山		212	139	上野原市	秋山	
212	93	上野原市	秋山		212	140	上野原市	秋山	
212	94	上野原市	秋山		212	141	上野原市	秋山	
212	95	上野原市	秋山		212	142	上野原市	秋山	
212	96	上野原市	秋山		212	143	上野原市	秋山	
212	97	上野原市	秋山		212	144	上野原市	秋山	
212	98	上野原市	秋山		212	145	上野原市	桐原	
212	99	上野原市	秋山		212	146	上野原市	桐原	
212	100	上野原市	秋山		212	147	上野原市	桐原	
212	101	上野原市	秋山		212	148	上野原市	桐原	
212	102	上野原市	秋山		212	149	上野原市	桐原	
212	103	上野原市	秋山		212	150	上野原市	桐原	
212	104	上野原市	秋山		212	151	上野原市	桐原	
212	105	上野原市	西原		212	152	上野原市	桐原	
212	106	上野原市	西原		212	153	上野原市	野田尻	
212	107	上野原市	野田尻		212	154	上野原市	秋山	
212	108	上野原市	野田尻		212	155	上野原市	秋山	
212	109	上野原市	桑久保		212	156	上野原市	秋山	
212	110	上野原市	桑久保		212	157	上野原市	鶴島	
212	111	上野原市	桑久保		212	158	上野原市	鶴島	
212	112	上野原市	桑久保		212	159	上野原市	鶴島	
212	113	上野原市	桑久保		212	160	上野原市	鶴島	
212	114	上野原市	桑久保		212	161	上野原市	秋山	
212	115	上野原市	和見		212	162	上野原市	秋山	
212	116	上野原市	和見		212	163	上野原市	秋山	
212	117	上野原市	和見		212	164	上野原市	鶴島	
212	118	上野原市	和見		212	165	上野原市	鶴島	
212	119	上野原市	芦垣		212	166	上野原市	鶴島	
212	120	上野原市	芦垣		212	167	上野原市	鶴島	
212	121	上野原市	桐原		212	168	上野原市	鶴島	
212	122	上野原市	大倉		212	169	上野原市	鶴島	
212	123	上野原市	西原		212	170	上野原市	四方津	
212	124	上野原市	西原		212	171	上野原市	川合	
212	125	上野原市	桐原		212	172	上野原市	川合	
212	126	上野原市	秋山		212	173	上野原市	川合	
212	127	上野原市	秋山		212	174	上野原市	野田尻	

危険地区番号		位置		備考	危険地区番号		位置		備考
市町村	地区	市町村	大字、字		市町村	地区	市町村	大字、字	
212	175	上野原市	桐原		212	195	上野原市	上野原	
212	176	上野原市	桐原		212	196	上野原市	上野原	
212	177	上野原市	桐原		212	197	上野原市	上野原	
212	178	上野原市	西原		212	198	上野原市	上野原	
212	179	上野原市	桐原		212	199	上野原市	上野原	
212	180	上野原市	桐原		212	200	上野原市	大柵	
212	181	上野原市	大倉		212	201	上野原市	大柵	
212	182	上野原市	桐原		212	202	上野原市	野田尻	
212	183	上野原市	桐原		212	203	上野原市	八ツ沢	
212	184	上野原市	桐原		212	204	上野原市	秋山	
212	185	上野原市	桐原		212	205	上野原市	八ツ沢	
212	186	上野原市	桐原		212	206	上野原市	八ツ沢	
212	187	上野原市	上野原		212	207	上野原市	四方津	
212	188	上野原市	大倉		212	208	上野原市	四方津	
212	189	上野原市	桐原		212	209	上野原市	鶴島	
212	190	上野原市	桐原		212	210	上野原市	桐原	
212	191	上野原市	桐原		212	211	上野原市	西原	
212	192	上野原市	桐原		212	212	上野原市	西原	
212	193	上野原市	上野原		212	213	上野原市	西原	
212	194	上野原市	桐原		212	214	上野原市	野田尻	

第2 山腹崩壊危険地区

危険地区番号		位置		備考	危険地区番号		位置		備考
市町村	地区	市町村	大字、字		市町村	地区	市町村	大字、字	
212	1	上野原市	西原		212	22	上野原市	秋山	
212	2	上野原市	西原		212	23	上野原市	秋山	
212	3	上野原市	西原		212	24	上野原市	西原	
212	4	上野原市	西原		212	25	上野原市	西原	
212	5	上野原市	西原		212	26	上野原市	桐原	
212	6	上野原市	西原		212	27	上野原市	秋山	
212	7	上野原市	西原		212	28	上野原市	秋山	
212	8	上野原市	西原		212	29	上野原市	桐原	
212	9	上野原市	西原		212	30	上野原市	四方津	
212	10	上野原市	西原		212	31	上野原市	大曾根	
212	11	上野原市	西原		212	32	上野原市	大倉	
212	12	上野原市	西原		212	33	上野原市	上野原	
212	13	上野原市	西原		212	34	上野原市	上野原	
212	14	上野原市	西原		212	35	上野原市	鶴川	
212	15	上野原市	野田尻		212	36	上野原市	野田尻	
212	16	上野原市	犬目		212	37	上野原市	八ツ沢	
212	17	上野原市	大野		212	38	上野原市	八ツ沢	
212	18	上野原市	大野		212	39	上野原市	四方津	
212	19	上野原市	大野		212	40	上野原市	西原	
212	20	上野原市	大野		212	41	上野原市	上野原	
212	21	上野原市	秋山						

第3 地すべり危険地区一覧

危険地区番号		位置		備考
市町村	地区	市町村	大字、字	
212	1	上野原市	大櫛	
212	2	上野原市	桑久保	
212	3	上野原市	桑久保	
212	4	上野原市	大倉	
212	5	上野原市	大倉	
212	6	上野原市	西原	
212	7	上野原市	西原	
212	8	上野原市	西原	

4 例規

4-1 上野原市防災会議条例

平成 17 年 2 月 13 日
条例第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、上野原市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 上野原市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 32 条の規定により水防計画を調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 山梨県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 山梨県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

6 前項の委員の定数は、35 人以内とする。

7 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、山梨県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び識見を有する者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附則

この条例は、平成 17 年 2 月 13 日から施行する。

附則(平成 17 年 12 月 19 日条例第 216 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成 20 年 9 月 26 日条例第 39 号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附則(平成 24 年 9 月 28 日条例第 26 号)

この条例は、公布の日から施行する。

4-2 上野原市災害対策本部条例

平成 17 年 2 月 13 日

条例第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、上野原市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則

この条例は、平成 17 年 2 月 13 日から施行する。

附則(平成 24 年 9 月 28 日条例第 26 号)

この条例は、公布の日から施行する。

4-3 山梨県消防特別救助隊設置・運営規程

(目的)

第1条 この規程は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条及び同第24条の3並びに山梨県常備消防相互応援協定の規定に基づき、県内または近県に救助を要する大災害が発生した場合に出動し、迅速かつ的確な活動を行うため山梨県消防特別救助隊を設置することとし、その運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(救助隊の任務)

第2条 この救助隊は、被災地において大災害により生命、身体に危険が及んでいる者を救助し、安全な場所へ救出すること等を任務とする。

(隊員の任命)

第3条 隊員は、各消防本部消防長が所属の救助隊員のなかから、その規模に応じて任命するものとする。

(隊の構成)

第4条 救助隊の構成は、統轄者、隊長、副隊長、班長及び隊員とし、総勢160名以内とする。

統轄者は、山梨県消防長会会長とし、隊長は受援地の現地最高責任者となる消防長または消防署長とする。副隊長、班長は隊員のなかから統轄者が指名する。

(隊の編成)

第5条 救助隊は、統轄者及び隊長を除き、各消防本部毎に隊員5名をもって1班とし、別表のとおり30班をもって編成する。

(出動要請)

第6条 受援組合等の長または山梨県知事は、災害の発生場所及び災害の規模等を考慮し、統轄者と協議のうえ応援組合等の長に出動要請を行うものとする。

(訓練)

第7条 出動時に備え、隊員は各所属において訓練を行うとともに、全隊員による研修及び特別訓練を年1回以上実施するものとする。

(機械器具等の整備)

第8条 救助隊出動時に必要となる機械器具等については、消防長会で検討し、各消防本部において計画的に整備することとし、あらかじめ登録しておくものとする。

(実施細目及び疑義の協議)

第9条 この規程の実施について必要な事項、または、疑義が生じたときは消防長会において協議し決定するものとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和61年6月1日から施行する。
- 2 この規程を証するため、本規程10通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保管する。

別表 <略>

甲府地区広域行政事務組合消防本部	消防長
都 留 市 消 防 本 部	消防長
富 士 五 湖 消 防 組 合 消 防 本 部	消防長
大 月 市 消 防 本 部	消防長
峡北広域行政事務組合消防本部	消防長
東八代広域行政事務組合東八消防本部	消防長

峡南広域行政組合消防本部	消防長
東山梨消防組合消防本部	消防長
上野原町消防本部	消防長
峡西消防組合消防本部	消防長

4-4 山梨県災害救助法施行細則（抜粋）

第一 救助の程度、方法及び期間

一 避難所及び応急仮設住宅の供与

1 避難所

- (一) 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。
- (二) 避難所は、学校、公民館等既存の建物を利用して開設することを原則とする。ただし、適当な建物が得難いときは、野外に仮小屋を設置すること、天幕を設営することその他の適切な方法により開設することができる。
- (三) 避難所を設置するために支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費(法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金、光熱水費等)とし、一人一日当たり三百三十円以内の額とする。
- (四) 福祉避難所(高齢者、障害者等(2の(四)において「高齢者等」という。)であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。)を設置した場合は、(三)の金額に当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。
- (五) 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
- (六) 法第四条第一項第一号の避難所を開設することができる期間は災害発生の日から七日以内とし、同条第二項の避難所を開設することができる期間は法第二条第二項の規定による救助を開始した日から災害が発生しなかつたことが判明し、かつ、現に救助の必要がなくなつた日までの期間とする。

2 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失したことにより居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与する住宅(以下「建設型応急住宅」という。)、民間賃貸住宅を借り上げて供与する住宅(以下「賃貸型応急住宅」という。)その他の適切な方法により供与する住宅とする。

(一) 建設型応急住宅

- (1) 建設型応急住宅の設置に当たつては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。
- (2) 建設型応急住宅の一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定するものとし、その設置のために支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、五百七十一万四千円以内の額とする。
- (3) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合にあつては居住者の集会等に利用するための施設を設置することができ、建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内に五十戸未満設置した場合にあつては戸数に応じた居住者の集会等に利用するための小規模な施設を設置することができる。

- (4) 福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置することができる。
- (5) 建設型応急住宅は、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置するものとする。
- (6) 建設型応急住宅を供与することができる期間は、建設型応急住宅の建築工事が完了した日から建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までとする。
- (7) 建設型応急住宅の供与の終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出することができる費用は、当該地域における実費とする。

(二) 賃貸型応急住宅

- (1) 賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて(一)の(2)に定める規模に準ずるものとし、その借上げのために支出することができる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他の民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠な費用とし、その額は、地域の実情に応じた額とする。
- (2) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供するものとする。
- (3) 賃貸型応急住宅を供与することができる期間は、借上げの日から(一)の(6)に規定する期限までとする。

二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

1 炊き出しその他による食品の給与

- (一) 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行う。
- (二) 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
- (三) 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、一人一日当たり千百六十円以内の額とする。
- (四) 炊き出しその他による食品の給与を実施することができる期間は、災害発生の日から七日以内とする。

2 飲料水の供給

- (一) 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。
- (二) 飲料水の供給を実施するため支出することができる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域の通常の実費とする。
- (三) 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とする。

三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

- (一) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。(三)の(2)及び八の(一)において同じ。)、全島避難等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷等したことにより使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(二) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

- (1) 被服、寝具及び身の回り品
- (2) 日用品
- (3) 炊事用具及び食器
- (4) 光熱材料

(三) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次の額以内とする。

(1) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
夏 季	4月から9月まで	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円
冬 季	10月から3月まで	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円

(2) 住家の半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。）により被害を受けた世帯

季別	世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
夏 季	4月から9月まで	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	2,600円
冬 季	10月から3月まで	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,600円

(四) 三の(三)の季別区分は、災害発生の日をもって決定する。

(五) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施することができる期間は、災害発生の日から十日以内とする。

四 医療及び助産

1 医療

(一) 医療は災害のため医療の途を失つた者に対して、応急的に処置するものとし、救護班によつて行う。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合には、病院又は診療所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)に規定する柔道整復師(以下この(一)及び(三)において「施術者」という。)を含む。)において医療(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行うことができる。

(二) 医療は、次の範囲内において行う。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

(三) 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

(四) 医療を実施することができる期間は、災害発生の日から十四日以内とする。

2 助産

- (一) 助産は、災害発生の日以前又は以後七日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の方法を失つた者に対して行う。
- (二) 助産は、次の範囲内において行う。
 - (1) 分べんの介助
 - (2) 分べん前及び分べん後の処置
 - (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
- (三) 助産のため支出することができる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とする。
- (四) 助産を実施することのできる期間は、分べんした日から七日以内とする。

五 被災者の救出

- (一) 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものとする。
- (二) 被災者の救出のために支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。
- (三) 被災者の救出を実施することができる期間は、災害発生の日から三日以内とする。

六 被災した住宅の応急修理

- (一) 住宅の応急修理は、災害のため、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。
- (二) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し現物をもつて行うものとし、その修理のために支出することができる費用は、次に掲げる額以内とする。
 - (1) 半壊又は半焼した世帯 一世帯当たり五十九万五千円
 - (2) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 一世帯当たり三十万円
- (三) 住宅の応急修理は、災害発生の日から三箇月以内(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、六箇月以内)に完了しなければならない。

七 生業に必要な資金の貸与

- (一) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失つた世帯に対して行う。
- (二) 生業に必要な資金の貸与は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して行う。
- (三) 生業に必要な資金を貸与することができる金額は、次の額以内とする。
 - (1) 生業費 一件当たり 三万円
 - (2) 就職支度金 一件当たり 一万五千円
- (四) 生業に必要な資金は、次に掲げる条件により貸与する。
 - (1) 貸与期間 二年以内
 - (2) 利子 無利子

(五) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から一箇月以内に完了しなければならない。

八 学用品の給与

(一) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により喪失し、又は損傷等したことにより学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。(三)において同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。(三)において同じ。))及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。))、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。))、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。(三)において同じ。)に対して行う。

(二) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行う。

- (1) 教科書
- (2) 文房具
- (3) 通学用品

(三) 学用品の給与のために支出することができる費用は、次に掲げる額以内とする。

- (1) 教科書代

(イ) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第三百三十二号)第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(ロ) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

- (2) 文房具費及び通学用品費

(イ) 小学校児童 一人当たり四千五百円

(ロ) 中学校生徒 一人当たり四千八百円

(ハ) 高等学校等生徒 一人当たり五千二百円

(四) 学用品を給与することができる期間は、災害発生の日から教科書については、一箇月以内その他の学用品については、十五日以内とする。

九 埋葬

(一) 埋葬は、災害の際死亡した者について死体の応急的处理程度のものを行う。

(二) 埋葬は、原則として、棺又は棺材の現物をもつて、次の範囲内において行う。

- (1) 棺(附属品を含む。)
- (2) 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)
- (3) 骨つば及び骨箱

(三) 埋葬のために支出することができる費用は、一体当たり二十一万五千二百円以内の額(死亡時において十二歳未満であつた者にあつては、十七万二千円以内の額)とする。

(四) 埋葬は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。

十 死体の搜索

(一) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。

(二) 死体の搜索のため支出することができる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

(三) 死体の搜索をすることができる期間は災害発生の日から十日以内とする。

十一 死体の処理

- (一) 死体の処理は、災害の際死亡したものについて死体に関する処理(埋葬を除く。)を行う。
- (二) 死体の処理は、次の範囲内において行う。
 - (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - (2) 死体の一時保存
 - (3) 検案
- (三) 検案は、原則として救護班によつて行う。
- (四) 死体の処理のために支出することができる費用は、次に掲げる額以内とする。
 - (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、一体当たり三千五百円以内とする。
 - (2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は、一体当たり五千四百円以内の額とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。
 - (3) 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。
 - (4) 死体の処理をすることができる期間は、災害発生の日から十日以内とする。

十二 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下この十二において「障害物」という。)の除去

- (一) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつてしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。
- (二) 障害物の除去のために支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とする。この場合において、一の市町村における障害物の除去を行つた一世帯当たりの費用の平均額は、十三万七千九百円以内の額とする。
- (三) 障害物の除去をすることができる期間は、災害発生の日から十日以内とする。

十三 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

- (一) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出することができる範囲は、次に掲げる場合とする。
 - (1) 被災者(法第四条第二項の救助にあつては、避難者)の避難に係る支援
 - (2) 医療及び助産
 - (3) 被災者の救出
 - (4) 飲料水の供給
 - (5) 死体の搜索
 - (6) 死体の処理
 - (7) 救済用物資の整理配分
- (二) 救助のため支出することができる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
- (三) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

第二 実費弁償

令第五条の規定による実費弁償のために支出することができる費用は、次に掲げる限度を超えることができない。

(一) 令第四条第一号から第四号までに規定する者

1 日当

- (1) 医師及び歯科医師 一人一日当たり二万五千三百円
- (2) 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士 一人一日当たり一万六千四百円
- (3) 保健師、助産師、看護師、准看護師及び歯科衛生士 一人一日当たり一万六千五百円
- (4) 救急救命士 一人一日当たり一万四千五百円
- (5) 土木技術者及び建築技術者 一人一日当たり一万六千八百円
- (6) 大工 一人一日当たり二万五千七百円
- (7) 左官 一人一日当たり二万六千五百円
- (8) とび職 一人一日当たり二万四千九百円

2 時間外勤務手当

職種ごとに1の(1)から(8)までに定める日当額を基礎とし、一般職の職員との均衡を考慮して算定した額

3 旅費

一般職の職員の旅費の例による。

(二) 令第四条第五号から第十号までに規定する者

当該業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額を加算した額

4-5 被害認定基準

1	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実なもの
2	行方不明者	所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの
3	重傷者・軽傷者	・重傷者～1月以上の治療を要する見込みのもの ・軽傷者～1月未満で治癒できる見込みのもの
4	住家	社会通念上の住家であるか否かを問わず、現実に住居している建物
5	棟	建築物の単位で、独立した1つの建築物。渡り廊下のように2以上の母屋に付着しているものは、各母屋として扱う。
6	世帯	生計を一にしている実際の生活単位。同一家屋内の親子であっても生計が別々であれば2世帯となる。寄宿舎等共同生活を営んでいるものについては、寄宿舎等を1単位として扱う。
7	被害額	物的被害の概算額を千円単位で計上する。
8	全壊 (全壊、流失)	住家がその住居のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通り再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に住居することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に住居することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
9	床上浸水	建物の床上以上に浸水したもの、又は全壊又は半壊に該当しないが、堆積物等のために一時的に住居できないもの
10	床下浸水	建物の床上に達しない程度に浸水したもの
11	一部破損	建物の損壊が半壊に達しない程度のもの、但し、軽微なものは除く。
12	非住家	住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないもの 非住家は、全壊又は半壊のもの
13	非住家 (公共建物)	国、県、市町村、JR、NTT等の管理する建物
14	非住家 (その他)	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物
15	文教施設	学校（含む各種学校）全壊及び半壊程度の被害を受けたもの
16	病院	医療法に定める病院（20人以上）

17	流失埋没	田畑の耕土が流出し、又は堆積のために耕作が不能となったもの
18	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの
19	農業用施設	水路、ため池、揚水機、農道、ハウス、蚕室等
20	林業用施設	治山施設、林道、林産施設、苗畑施設等
21	農産物	食料作物、園芸作物、工芸作物、肥・飼料作物、茶、桑等
22	畜産被害	家畜、畜舎等の被害
23	水産被害	養魚場、漁船等の被害
24	林産物	立木、素材、製材、薪炭原木、木炭、椎茸、わさび、竹等
25	商工被害	建物以外の商工被害、工業原材料、商品、生産機械器具等
26	道路	高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道
27	橋梁	市町村道以上の道路に架設した橋
28	河川	堤防、護岸、水制、床止等付属物を含む
29	砂防	砂防法適用の砂防施設及び同法準用の砂防施設
30	下水道	下水道法適用の公共下水道、流域下水道、都市下水路
31	林道	新生崩壊地、拡大崩壊地、新生地すべり地、拡大地すべり地
32	鉄道不通	汽車、電車の運行が不能になった程度の被害
33	清掃施設	ごみ処理場及びし尿処理施設
34	通信被害	電話、電信が故障し、通信不能になった回線数
35	被災世帯	通常的生活を維持することができなくなった世帯をいい、全壊、半壊及び床上浸水に該当する世帯を計上する。
36	被災者	被災世帯の構成員

5 協定等

No.	締結年月日	協定名称	協定締結相手等	備考
1	H5. 10. 1	大規模地震時における鉄道旅客避難誘導等に関する確認書	東日本旅客鉄道（株）上野原駅	大規模地震時における鉄道旅客の安全確保及び食料等の斡旋
2	H12. 7. 17	災害時における上野原町、上野原町内郵便局間の協力に関する覚書	上野原郵便局	郵便、貯金、簡易保険等の災害特別事務、施設・用地・情報の相互協定等
3	H19. 1. 12	大規模災害等発生時における相互応援に関する協定	市長会（甲府市、富士吉田市、都留市、大月市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、北杜市、山梨市、甲州市、中央市）	大規模災害時及び国民保護計画が対象とする事態における相互応援協定（食料他必要資機材の提供、救援及び救助に必要な車両等の提供、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣）
4	H20. 7. 31	中越大震災ネットワークおじや [H20. 7. 31 改正]	中越大震災ネットワークおじや加入団体（杉並区他 87 市町村）	平常時：情報の共有化をはじめとする研修等 災害時：被災情報の収集、支援情報の収集・提供、災害対応経験者の派遣
5	H22. 1. 4	災害時における相互応援協定	相模原市	災害時の相互応援（食料、生活必需品、応急対策用防災資機材の提供、被災者の一時収容施設の相互使用等）
6	H21. 12. 25	上野原市防災行政無線の使用に関する覚書	東京電力（株）山梨支店大月支社	電力供給に係わる事故停電が発生した場合における上野原市防災行政無線の活用に関する覚書
7	H21. 8. 3	災害時における物資の供給に関する協定	（株）オギノ	災害時における生活物資の供給に関する協定
8	H23. 9. 1	災害時における物資の供給に関する協定	クレイン農業協同組合	〃
9	H24. 2. 29	アマチュア無線による災害時応援協定書（クラブ局）	上野原アマチュア無線クラブ	アマチュア無線による災害情報の収集・伝達協力
10	H24. 8. 22	災害時における物資の供給に関する協定	（株）公正屋	〃
11	H23. 3. 10	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局長	災害時における各種情報交換に関する協定（情報連絡員（リエゾン）の派遣）
12	H24. 9. 11	大災害等発生時の土地使用協定	東芝エレベーター（株）上野原事業所	大災害における被災地復旧・支援のための、土地の使用に関する協定（緊急消防援助隊、自衛隊、警察等の野営地）
13	H24. 9. 19	大災害等発生時の土地使用協定	学校法人帝京科学大学	大災害における被災地復旧・支援のための、土地の使用に関する協定（緊急消防援助隊の野営地）
14	H25. 3. 27	災害時における応急対策業務に関する協定書	上野原市建設業協力会	災害時の公共土木施設等の応急対策業務に関する協定
15	H25. 6. 18	災害時要援護者の福祉避難所への受入れに関する協定書	社会福祉法人 上野原若鮎会	災害発生時における要援護者の受け入れに関する協定
16	H25. 6. 18	災害時要援護者の福祉避難所への受入れに関する協定書	社会福祉法人 にんじんの会	災害発生時における要援護者の受け入れに関する協定
17	H25. 7. 12	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体（64 市町村）計 65 市町村間で協定	被災団体への災害応援に関する協定（応急物資及び資機材の提供、職員の派遣等）
18	H25. 7. 12	災害時における相互応援に関する協定書	東京都狛江市、小菅村	災害が発生した場合の応急対策及び復旧対策に関する協定（被災者の救出、食糧、飲料水の提供、被災者の一時収容のための施設提供等）

19	H24. 3. 27	災害時における物資の供給に関する協定書	上野原市商工会	災害時における生活物資の供給に関する協定
20	H25. 11. 18	災害時における被害家屋状況調査に関する協定書	土地家屋調査士会、公益社団法人山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	災害時における被害家屋状況調査に関する協定（被害家屋等の調査、り災証明書発行の補助等）
21	H25. 11. 20	災害時における提供協力に関する協定書	(株) アペックス	大規模災害時における飲料等の提供に関する協定（カップ式自販機の飲料水を一定期間・数量を無償提供する）
22	H26. 3. 26	大規模地震時における被災建築物応急危険度判定等の協力に関する協定書	一般社団法人 山梨県建築士会	大規模地震時における被災建築物応急危険度判定等の協力に関する協定（被災建築物応急危険度判定に係る判定士の派遣等）
23	H26. 3. 26	災害時における応急対策業務協力に関する協定書	全建総連山梨県建設組合連合会	災害時における応急対策業務協力に関する協定（倒壊建築物等からの救助救出に伴う労務、資機材の提供及び指定避難場所の応急修繕等）
24	H26. 3. 31	アマチュア無線による災害時応援協定書（個人）	市内のアマチュア無線愛好家（15名）	アマチュア無線による災害情報の収集・伝達協力
25	H26. 6. 27 (R1. 5. 24)	災害時要援護者の福祉避難所への受入れに関する協定	上野原健康づくりパートナーズ（静岡ビル保善（株））	災害発生時における要援護者の受け入れに関する協定
26	H26. 6. 27	災害時要援護者の福祉避難所への受入れに関する協定	特定非営利法人さいはら（羽置の里びりゅう館）	災害発生時における要援護者の受け入れに関する協定
27	H26. 12. 22	災害時等における代替施設の一時的利用に関する協定書	上野原警察署	警察署庁舎で業務遂行不能時の市役所施設一部利用
28	H27. 11. 24	山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する協定	山梨県	住宅等が全壊した県内世帯の生活の早期再建を支援
29	H27. 12. 28	災害時等における上野原高校の避難所及び避難地の利用に関する協定	山梨県立上野原高等学校	避難所及び避難地の利用
30	H28. 3. 18	富士山火山噴火時における忍野村の広域避難に関する覚書	忍野村	富士山噴火時における避難者の受入れ
31	H28. 4. 1	災害時等における日本大学明誠高等学校の避難所及び避難地の利用に関する協定	日本大学明誠高等学校	避難所及び避難地の利用
32	H28. 4. 28	災害時の医療救護活動に関する協定書	北都留医師会上野原地区	災害時等における医療救護班の派遣
33	H29. 6. 21	災害時における物資の受入及び輸送等に関する基本協定	富岳通運株式会社	輸送車両、人的支援及び倉庫施設賃借の要請
34	H29. 8. 23	処分不能時における可燃ごみ処理に関する協定書	オリックス資源循環（株）、高野産業（株）	処分不能時における一般廃棄物の処分及び収集運搬
35	H30. 4. 1	備蓄用飲料水に関する覚書（市役所、福祉センター分）	ダイドードリンコ（株）	備蓄飲料水の提供
36	H31. 8. 29	災害時におけるLPガス等の供給に関する協定書	山梨県エルピーガス協会上野原地区	災害時におけるLPガス等の供給
37	H31. 12. 27	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー（株）	災害に関する情報発信
38	R2. 8. 4	災害時要援護者の福祉避難所への受入れに関する協定書	社会福祉法人 緑水会	災害発生時における要援護者の受け入れに関する協定
39	R2. 8. 4	災害時要援護者の福祉避難所への受入れに関する協定書	社会福祉法人 平成福祉会	災害発生時における要援護者の受け入れに関する協定
40	R3. 7. 8	災害時における電力復旧のための連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド（株）山梨総支社 大月支社	災害時の電力復旧等に関する連携、情報共有、職員派遣
41	R3. 10. 25	大規模災害時における法律相談業務に関する協定書	山梨県弁護士会	大規模災害時に市民に対して行う法律相談業務の体制確保を図る。

42	R4. 5. 19	山梨県における広域避難等に関する協定書	山梨県、県内各市町村（27市町村）	山梨県と県内の各市町村における広域避難等の円滑な実施を確保
43	R4. 7. 14	被災者生活再建支援制度の実施にかかる事務委託契約書	被災者生活再建支援法人 公益財団法人都道府県センター	被災者生活再建支援金の支給に関する事務の一部を委託
44	R5. 7. 19	災害時における停電復旧及び道路啓開作業の連携に関する覚書	東京電力パワーグリッド株式会社 山梨総支社	災害時における障害物除去、道路啓開
45	R5. 10. 17	大規模災害時における被災者支援に関する協定書	山梨県行政書士会	被災者支援相談窓口の設置、り災証明書の発行等
46	R5. 10. 23	災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定書	一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク	物資の輸送、荷役作業、物資拠点の運営
47	R6. 2. 1	災害時における支援協力に関する協定	クレイン協同サービス株式会社	遺体の安置・埋葬に必要な葬祭用品の提供、遺体の搬送
48	R6. 5. 1	降雪時における島田コミュニティセンター利用に関する覚書	島田コミュニティセンター 管理会	降雪時における島田コミュニティセンターの利用
49	R6. 11. 6	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書	一般社団法人 山梨県トラック協会 郡内支部	物資の輸送、荷役作業
50	R6. 12. 1	災害時における相互応援に関する協定書	北海道芦別市、茨城県高萩市、東京都狛江市、東京都羽村市、長野県小諸市、長野県茅野市、岐阜県瑞穂市、静岡県菊川市、鹿児島県枕崎市	食料、救援物資、施設の提供等

消防関係

No.	締結施行年月日	協定名称	協定締結相手等
1	S30. 10. 10	消防相互応援協定	富士河口湖町、鳴沢村、西桂町、山中湖村、忍野村、道志村、都留市、富士吉田市、丹波山村、小菅村、上野原市、大月市
2	S44. 3. 3	高速道路における消防応援協定	西桂町、富士河口湖町、都留市消防本部、大月市消防本部、上野原市消防本部、富士五湖広域行政事務組合富士五湖消防本部
3	S44. 9. 1	中央高速道路富士吉田線消防相互応援協定	大月市、都留市、富士河口湖町、西桂町、上野原市、富士吉田市、富士五湖広域行政事務組合富士五湖消防本部、東京消防庁、神奈川県相模原市
4	S61. 6. 1	山梨県常備消防相互応援協定	甲府地区広域行政事務組合消防本部、東山梨行政事務組合東山梨消防本部、笛吹市消防本部、峡南広域行政組合消防本部、南アルプス消防本部、峡北広域行政事務組合消防本部、富士五湖広域行政事務組合富士五湖消防本部、都留市消防本部、大月市消防本部、上野原市消防本部
5	H2. 4. 26	東京消防庁・上野原市消防応援協定	東京消防庁
6	H7. 4. 1	山梨県防災ヘリコプター応援協定	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、増穂町、鰍沢町、早川町、身延町、南部町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村、甲府地区広域行政事務組合、東山梨消防組合、峡南広域行政事務組合、峡北広域行政事務組合、富士五湖広域行政組合
7	H10. 4. 1	消防相互応援協定施行	東京都西多摩郡桧原村
8	H18. 6. 14	中央自動車道消防相互応援協定	上野原市、大月市、都留市、西桂町、富士吉田市、富士河口湖町、笛吹市、甲府市、昭和町、韮崎市、北杜市、甲斐市、甲州市、中央市、富士五湖広域行政事務組合富士五湖消防本部、東山梨行政事務組合東山梨消防本部、笛吹市消防本部、甲府地区広域行政事務組合消防本部、峡北広域行政事務組合消防本部
9	H19. 3. 11	相模原市・上野原市消防相互応援協定	神奈川県相模原市

10	H19. 7. 1 改正	相模原市と上野原市との消防相互応援協定	神奈川県相模原市
11	H27. 4. 1	都留市・大月市・上野原市 消防相互応援協定	都留市、大月市、上野原市、小菅村、丹波山村、道志村

6 地区防災計画

No	名称	承認年月日
1	コモアしおつ地区防災計画	令和4年3月18日

上野原市地域防災計画
(令和7年3月修正)

発 行 上野原市防災会議

事 務 局 上野原市危機管理室
〒409-0192 上野原市上野原3832
電話 0554-62-3145